

○議事日程（令和6年12月19日第2日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 北 倉 義 博

○出席議員

1番	佐野伸也	2番	大橋みち子
3番	西脇康	4番	清水由美子
5番	北倉義博	6番	岩永義仁
7番	吉田太郎	8番	早崎百合子
9番	野村永一	10番	松永民夫
11番	水谷久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地憲元	副町長	田中一也
教育長	早崎京子	総務部長	川口智也
総務部総務課長	近藤晴彦	総務部 企画財政課長	中島和哉
総務部税務課長	永嶺早苗	住民福祉部長	近藤真由美
住民福祉部 住民環境課長	伊藤めぐみ	住民福祉部 健康福祉課長	藤田勝彦
住民福祉部 子ども課長	香川明美	産業建設部長	竹中修
産業建設部 産業観光課長	佐竹達也	産業建設部 建設課長	吉村和人
産業建設部 水道課長	加納康宏	会計管理者兼 会計課長	若山実穂
教育委員会 事務局長	中島恵美	教育委員会 教育総務課長	尾前眞理
教育委員会 生涯学習課長	西脇直樹	消防長	大倉巧

消 防 次 長 兼
消 防 総 務 課 長

古 川 博 規

消 防 課 長

玉 井 洋 祐

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

高 橋 正 人

議 会 事 務 局 書 記

國 枝 利 法

(開議時間 午前9時30分)

○議長(北倉義博君) おはようございます。

令和6年第4回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の起立をお願いいたします。傍聴席の皆様も御一緒をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(北倉義博君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

なお、執行においては、田中副町長が養老線沿線市町及び西濃県議団による県知事要望のため欠席いたしますので、御報告いたします。

インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場1階ロビーのモニターでも放送いたします。

ただいまから令和6年第4回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(北倉義博君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、10番 松永民夫君、11番 水谷久美子君を指名いたします。

○議長(北倉義博君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(北倉義博君) 次に、日程第3、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議会会議規則第56条第1項の規定に基づき、議員1人当たりの質問・答弁の時間を60分以内といたします。

それでは、7名の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、11番 水谷久美子君。

○11番(水谷久美子君) おはようございます。

それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき、3件で質問をいたします。

1件目は、高齢者福祉施策について伺います。

認知症や身寄りのない高齢者を支える仕組みの構築をさらに進める施策が求められています。

1点目は、認知症の人が尊厳と希望を持ち暮らすことができる共生社会の実現を推進することを目的に、認知症基本法が2023年6月に成立し、2024年1月に施行されました。

これを受け、全国の自治体で認知症施策に関する条例化が検討されていくと推察します。

愛知県の大府市は、国の認知症基本法の成立前から、全国に先駆けて2017年12月に認知症条例を制定しました。条例のきっかけとなったのが、2007年に84歳の認知症の方が電車にはねられお亡くなりになり、事故から半年たった頃、鉄道会社が遺族に賠償金を求め、最高裁まで争われた社会的に大きな関心を集めた事件でした。裁判の争点は、家族の監督責任でした。

私は、2018年の3月議会でこの問題を取り上げ、当町の条例化を提言しました。当時の答弁は、条例化は今後検討したいとのことでした。その後、6年間の経過の中で、地域独自の条例化に向けた議論がされてきたのでしょうか。東京都の世田谷区を含め、愛知県の市町や全国的な先進取組も公表されている中、改めて条例化への見解を求めます。

2点目は、町内単身者世帯の現状と推移について伺います。

国が2021年11月末に公表した前年の国勢調査の結果でシングル世帯の割合が38.1%となり、2005年度に比べ8.6ポイント上昇したと公表しています。高齢化が進む中、配偶者の死別や離婚が理由で単身者となる人が多く、また1人で生きる人生を選ぶ人も増えています。

注目されているのは、2030年にかけての中年層や高齢者単身世帯の増加です。単身者の生活上のリスクは、貧困、社会的孤立、病気や要介護などが上げられ、求められるのは社会的政策の強化です。当町の単身者世帯の特徴も含め、現状と推移を伺います。

3点目は、身寄りのない高齢者対策について伺います。

国は、高齢社会対策大綱を6年ぶりに改定し、身寄りのない高齢者への支援を初めて取り上げました。社会から孤立しやすく、支援が届きにくい人たちです。背景には、就職氷河期に安定した職を得られず、未婚者が多いことがあります。国の推計では、65歳以上の単身者のうち、未婚の人が男性3割強、女性1割、2050年には男性6割、女性も3割になると見込まれています。家族や親戚がいても関係が疎遠なケースもあり、こうした人も国は支援対象として想定しています。

市町村が身寄りのない高齢者を総合的に支える取組が今年度から試行的に始まっていると承知していますが、当町の現状をお聞かせください。

最後に、地域包括支援センターの職員体制について伺います。

2005年4月から、介護保険制度の見直しに伴い、地域包括ケア体制を支える中核機関として当センターの設置が定められ、1. 介護予防ケアマネジメント業務、2. 総合相談支援業務、3. 権利擁護業務、4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行い、養老町でいつまでも安心して生活できるよう、介護、医療といったサービスの相談をはじめ、地域ぐるみで高齢者を総合的・包括的に支える全国全ての自治体に設置されている機関です。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が配置されています。

町民の方から、困ったときは包括支援センターに相談する、適切なアドバイスに助か

ったとの声をよく聞きます。今後ますます当センターの果たす役割が期待されることから、人的体制の増員を求めます。お考えをお聞かせください。

○議長（北倉義博君） 近藤住民福祉部長、演台にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 実務的な内容が含まれますので、私から回答させていただきます。

1点目の条例制定への見解につきましては、昨年9月議会におきまして、現状において、岐阜県及び近隣他市町においても条例化されておられませんので、先進事例も研究しながら、他市町の動向を引き続き注視していくと回答申し上げましたが、現在もその方針に変更はありません。

今年1月1日に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、国が行うべき認知症施策を盛り込んだ認知症施策推進基本計画が今年3日に閣議決定されたところであります。この計画では、共生社会の実現を目指すに掲げ、認知症の本人の声を尊重し、誰もが認知症になり得ることを前提として、認知症になったら何もできなくなるわけではなく、認知症になってからも住み慣れた地域で仲間と共に希望を持って自分らしく暮らすことができるとする新しい認知症観に基づき施策を推進すると明記されております。

国の基本計画の中で、都道府県及び市町村において認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならないとされ、介護保険事業計画等、既存の行動計画と一体のものとして策定することについて、差し支えないとされております。

国の計画に先駆け、岐阜県においては、県老人福祉計画、県介護保険事業支援計画に認知症基本法に基づく県認知症施策推進計画を一体のものとして、今年3月に第9期岐阜県高齢者安心計画を策定しました。

当町におきましても、第9期養老町介護保険事業計画・老人福祉計画の中で認知症対策の推進を基本目標に掲げていることから、県と同様に、次期計画、令和9年から11年度でございます、と一体的に養老町認知症施策推進計画を盛り込むことを検討しております。町の実情や特性に応じた認知症当事者の意見を反映した計画となるよう、認知症対策をさらに推進し、準備を進めてまいりたいと存じます。

2点目の町内単身者世帯の現状と推移につきましては、住民基本台帳からの各年の12月1日現在での65歳以上の方のデータとなりますが、令和6年は9,470名、うち独り暮らしの方が1,136名、比率として12%、令和5年は9,476名、うち独り暮らしの方が1,180名、比率として12.45%、令和4年は9,444名、うち独り暮らしの方が1,253名、比率として13.28%、令和3年は9,436名、うち独り暮らしの方が1,332名、比率として14.12%となり、直近のデータでは、独り暮らしの方は微減傾向となっております。

3点目の身寄りのない高齢者対策についてでございます。

町では、成年後見制度利用支援事業を行い、身寄りがないなどの理由で親族等による

法定後見人の申立てができない、認知症や知的障害、精神障害等による判断能力が不十分な方に対して、親族等に代わって町長が家庭裁判所に申立てを行い、申立てに必要な経費の一部または全部を町が負担するとともに、後見人等が選任された後の報酬の支払いが困難な方に対して助成を行っております。身寄りのない高齢者の方が福祉サービスの利用・契約や適切な財産管理を行えるよう、高齢者等の生活を支援しております。

また、地域包括支援センター単独の対応だけでは解決することが難しいため、地域住民の見守りや民生委員、警察署、医療機関、社会福祉協議会、ケアマネジャー、サービス事業者、区長等との協力が問題解決には必要不可欠であります。安心して暮らせる明るい地域社会をつくり、身寄りのない高齢者への対応を推進してまいりたいと存じます。

4点目の地域包括支援センターの職員体制については、介護保険法の規定に基づき、1つの地域包括支援センターの人員基準は、第1号被保険者（65歳以上の高齢者）数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員を最低限それぞれ各1人置くこととされております。

当町におきましては、保健師1名及び看護師1名、社会福祉士1名及び介護支援専門員3名、主任介護支援専門員1名で、現在、正職員、会計年度任用職員合わせて7名の職員を配置しております。

高齢化社会の急激な進展に伴い、当町におきましても65歳以上の高齢者数は増加しており、相談件数も年々増加しているため、専門職の確保に努めてまいります。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 再質問をいたします。

1点目は、今年度は第9期介護保険事業計画がスタートしたわけですが、第9期の事業計画の中に本条例策定の議論はありましたか。また、位置づけなかった理由をお答えください。

2点目は、現在、町が独り暮らしの高齢者にサービスを提供している各事業の実績をお答えください。

また、厚生労働省は、身寄りのない高齢者などを家族に代わって市町村がサポートする試験的な事業を今年度から9市町で実施していると報道していますが、担当課では把握していますか。今後、参加する自治体に対し、人件費の費用など、500万円を上限に補助するとしていますが、養老町も手を挙げていただくことを希望しますが、いかがでしょうか。また、これらの個々のサービスに対し、直営で行うのか、社会福祉協議会や民間事業者に委託するかなどが考えられますが、現時点での町の見解をお聞かせください。

3点目は、11月29日に議会と区長連絡協議会の意見交換会があり、その中で地域の独

り暮らしのお年寄りの実態に関する発言がありました。町は、対象者に土地の処分や相続の確定、成年後見人制度など終活の勉強の講習会を開き、後手後手に回らずに早め早めのフォローをしていただきたい旨の具体的な提案がありました。

当事者と家族の暮らしを守るためには、認知症ケアの知見を持った人材の育成と適切な配置が部課内に欠かせません。この点も含め、要望にどうお答えになりますか。

4点目は、地域包括支援センターの年間の相談件数や出前講座などの実績をお知らせください。

○議長（北倉義博君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 実務的な内容が含まれておりますので、私のほうから回答させていただきます。

1点目についてでございます。

認知症に係る取組については、第9期介護保険事業計画の策定において、認知症施策に係る本町における現在の課題を整理した上で、今後、町が重点的に取り組む項目として掲げております。事前に実施した町民アンケートを参考に施策に反映させておりますが、協議会においては、より実効性のある計画となるよう数値目標について協議させていただいており、条例化に向けての具体的な協議までには至りませんでした。来年度より次期計画に向けたアンケート調査、分析を行っていく予定ですので、認知症基本法において目指すべき共生社会、町民の皆様が住み慣れた養老町で安心して暮らし続けることができる町の実現に向け協議してまいります。

2点目の独り暮らしの高齢者にサービスを提供している各事業の実績につきましては、高齢者配食サービス事業では、令和5年度は2件、令和6年度は1件の利用となっております。

緊急通報システム事業では、11月末現在で144台の設置を行っております。

友愛訪問事業では、令和5年度実績で390名の75歳以上の独り暮らしの方に激励品を配付しております。

議員がおっしゃる補助金は、生活困窮者自立相談支援事業のうちの持続可能な権利擁護支援モデル事業ではないでしょうか。これは、総合的な権利擁護支援策の充実に向け、新たな連携・協力体制の構築により、権利擁護支援が必要な方への生活支援・意思決定支援の検討を行うため、多様な主体の参画を得ながら、本人とサービス提供事業者との利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法にとらわれない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを行うとされています。

具体的には、社会福祉法人やNPO法人、当事者等の団体、金融機関等の民間事業者が法人後見や日常生活自立支援事業による支援の一部に参画する取組や、本人への意思決定の支援や事業運営の透明性や信頼性を確保しながら、簡易な金銭管理など、身寄りのない人への生活支援のサービスを利用できるようにするための取組などが上げられま

す。このような身寄りのない高齢者に対する支援は当然必要になってきますので、補助金の活用を含め、よりよい支援を模索してまいります。

3点目につきまして、当町では、平成29年度に職員全員を対象とした認知症サポーター養成講座の研修を実施しております。その中で、職員一人一人が認知症について理解を深め、日々の窓口業務や相談対応に生かしております。しかしながら、研修から数年経過しているため、今後、定期的な研修の機会を設け、認知症の方やその御家族への対応に努めてまいります。

独り暮らしの高齢者だけに当てはまることではありませんが、誰しもがもしものときについて不安に感じられることがあると思います。そのため、遺産や葬儀など、もしものときへの備えとして終活を考えられる方もお見えになるかと思いますが、自分の命がもしものときに、自分の思いを尊重した医療・ケアに関する意思決定に焦点を当てたアドバンス・ケア・プランニング、いわゆる人生会議も重要となってきます。

認知症サポーター養成講座、人生会議についてなど、成年後見制度を含めた認知症全般について、地域包括支援センターで出前講座を実施しております。このほかに、終活の相談では、土地の処分や相続の確定、相続登記など多岐にわたると考えられます。共生社会の実現のため、終活について多くの方に知っていただけるよう、職員研修も含め、研修会の開催や広報、ホームページの周知など、広く行ってまいりたいと存じます。

4点目の実績でございますが、地域包括支援センターへの令和5年度及び令和6年度11月末現在の相談延べ件数でございますが、令和5年度実績では、合計件数820件、介護や介護保険等福祉に関する相談355件、認知症に関する相談100件、健康や病気など保健医療に関する相談60件、権利擁護・成年後見制度に関する相談44件、高齢者虐待に関する相談12件、困難事例に関する相談118件、その他131件、令和6年度11月末の実績は、合計件数478件、介護や介護保険等福祉に関する相談213件、認知症に関する相談58件、健康や病気など保健医療に関する相談29件、権利擁護・成年後見制度に関する相談27件、高齢者虐待に関する相談5件、困難事例に関する相談60件、その他86件でございます。

また、地域包括支援センターの介護予防事業として、令和5年度の出前講座件数は13件で、延べ参加人数416名、令和6年度11月末現在では19件で、延べ参加人数632名になります。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） それでは、最後の質問をさせていただきます。

1点目は、認知症ケアに関する理念や施策の方向性を定めた本条例は、令和6年12月9日現在で、愛知県の1県、東京都世田谷区の1区、愛知県大府市など19市、愛知県設楽町など3町で公布、施行されると承知しています。

本条例で養老町の認知症ケアに求められる理念や施策の方向性を定め、町民一人一人

の多様な意識を高め、町民の参加を進めていくことは極めて大切なことだと考えています。全国的に条例制定した自治体数は現時点では1%にも満たない数字ですが、国の動向に準じ、増えることは確実です。卵が先か鶏が先かの議論をしているわけではありません。

1月に施行された認知症基本法に基づいて制定された認知症施策推進基本計画は、今後5年間に取り組む施策の指針となり、計画が新しい認知症観の考えを打ち出したことです。先ほども答弁があったわけでございます。

国の推計では、認知症と軽度認知症の人は2040年には65歳以上の3人に1人を占め、誰でも当事者になる可能性が否めません。県が条例化していないのと言い切るのではなく、他市町の動向を注視するのではなく、県や22市町村に先駆けて養老町が条例化する意義は大変大きいと思います。お年寄りが豊かに暮らせる町にしましょうと掲げる町民憲章のある養老町の条例化1号、ぜひ検討して、ぜひ議論をし、制定に向け準備をしていただきたいと思いますが、町長の見解をお聞かせください。

2点目は、地域包括支援センターの人的体制ですが、私の住む地域でも、11月に公民館と支部社協の主催で2回の出前講座を開催しました。介護予防と介護保険制度についての体験型の講座で、大変盛況でした。受講者からの質問コーナーでは、社会福祉士や保健師の方の分かりやすい解説と的確な回答に、また開いてほしい、来てよかったとの要望や感想がたくさん寄せられました。いずれも土曜日の休日でしたので、勤務先では代休対応や職員間の勤務確認が取られたと思っています。

今後、介護や認知症に関する出前講座はますます高まると考えます。介護福祉士1名の現状に鑑み、増員も含め、さらなる包括支援センターの人材確保を求めますが、町長の見解をお聞かせください。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の再々質問にお答えさせていただきます。

他市町の動向を見るのではなくとおっしゃられましたけれども、先ほど住民福祉部長が回答いたしましたとおり、岐阜県及び近隣市町においても、現在、条例化はされておられません。先進事例も研究しながら、他市町の動向も注視しながら進めてまいりたいというふうに考えております。私個人的には、当面は考えてございません。

2点目の御質問でございますけれども、高齢者の増加に伴い、地域包括支援センターでは、年々相談件数も増えてきております。介護予防や認知症予防などの事業を行う専門職の配置は必須であるというふうにも考えております。

現在、介護福祉士ではなくて、主任介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネが不足しているため、職員の募集を実施させてもらっております。引き続き職員の確保に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 次いで、照明のLED化について伺います。

2023年11月、スイスで行われた水銀に関する水俣条約締約国会議で、2027年度末での蛍光管の製造禁止が合意されました。条約の締約国である日本でも、3年後には蛍光管の流通が止まります。そのことを周知するため、本年2月に経済産業省、環境省の連名で地方自治体に事務連絡が出され、この中で計画的なLED化も促されています。

廃止年限は製造により異なるとのことですが、住宅の階段やトイレなどで白熱電球の代わりに使われてきた小型の電球形は2025年度末、電気スタンドなどに使われるコンパクト形は2026年度末までに禁止になります。オフィスや店舗に多い直管と住宅のリビングでよく見かける環状のうち、古くからあるハロリン酸塩系の蛍光灯は2026年度末が期限です。後発でより明るい仕様の三波長系の廃止期限は2027年度末のこの時期までにLED化を進める必要があり、関係者間では2027年度問題と呼ばれています。

蛍光灯からLED化に替えれば、電力消費量が抑えられるため、照明は気候変動対策でも重視されている分野の一つです。LED転換は導入コストが課題ですが、節電効果が大きく、二酸化炭素排出量を減らすことにもなります。

1点目は、現時点で庁舎内、出先機関、外灯などのLED化率と今後の計画目標について伺います。

2点目は、物価の高騰に対する町民生活の負担軽減対策やLED普及促進啓発などを目的とした、各家庭や店舗、零細企業を対象にした町単独での（仮称）LED化照明など節電促進助成金の創設を求めますが、その見解をお聞かせください。

○議長（北倉義博君） 竹中産業建設部長、演台にて答弁。

○産業建設部長（竹中 修君） ただいまの水谷議員の御質問でございますが、複数の課にまたがる内容及び個別具体的な内容となりますので、私から御回答申し上げます。

1点目の御質問のLED化率につきましてということでございますが、こちらにつきましては、令和6年12月現在、役場庁舎は約57%、公立の認定こども園につきましては48%、学校施設でございますが、小学校、中学校で校舎が18.6%、屋内運動場が72.2%、また各地区で管理する街路灯につきましては約22%となっております。

各施設のLED化につきましては、施設の改修時や照明機器に不具合が生じた場合に順次実施しております。蛍光ランプの製造・輸出入の廃止といった社会情勢の中、実施時期や方法などの検討を始めているところでございまして、屋内運動場は災害時に避難所となることから、交付金などを活用し、順次LED化を進めているところでございます。また、その他の施設においても、他の設備の更新や修繕などと合わせて計画的に実施してまいりたいと考えております。

また、街路灯につきましては、養老町街路灯設置要綱に基づき、新設する照明設備の設置基準などをLED照明器具に限定し、設置及び維持管理などを区で、また電気料金

を町で負担することとしております。全灯LED化が完了している地区や計画的に取替えを実施している地区もございますので、今後につきましても、各地区のLED化を促してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 近藤住民福祉部長、演台にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 2点目につきまして、実務的な内容が含まれますので、私から回答させていただきます。

地球温暖化対策については、国は2025年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2025年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しました。また、令和5年11月に環境大臣から中央環境審議会に対し諮問を行い、令和6年7月の中央環境審議会長からの答申を踏まえ、令和6年8月に第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。

当町では、現在、再生可能エネルギーの利用促進を図り、温室効果ガスの排出削減を図るため、太陽光発電等設備の設置に対して設置費用の一部を補助しておりますが、2025年カーボンニュートラルの実現に向けた取組について、今後、関係省庁におきまして、脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会において施策の立案がなされてまいりますので、補助メニューなど、国などの動向を注視して調査・研究してまいりたいと思います。以上でございます。

訂正です。

先ほど一番最初のところで、国は2025と申しましたが、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年カーボンニュートラルということで、訂正させていただきます。失礼いたしました。

〔11番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） ただいま公共施設におけるLED化率の答弁をいただきましたが、予算を伴う大変厳しいLED化率だと受け止めました。

庁舎内のLED化率は57%とのことですが、改修工事から10年がたち、耐用年数に来て、対応も求められると思います。リースを活用した全施設の一括LED化も可能です。費用も、民間相場で算定すれば、公共単価の3分の1から半分程度で済むことが実証されています。自治体なら10年間の長期リースが組めるため、電気代の削減分で支払いが可能で、初期投資の必要もありません。10年間のリース期間中はメーカーの保証があるので、メンテナンス費用はかからないとのことですが、この提案はいかがでしょうか。

2点目は、各小・中学校の現在のLED化率18.6%をどう進めていくかについて伺います。既に100%LED化照明した近隣自治体の児童・生徒の声の中に、明るくなった、目が疲れにくい、優しい光がうれしい、学校のLED化照明の話が家族に話したら、我が家もLED化照明にしたなどの反響が学校などに寄せられたと同僚議員から聞いていま

す。学校のあり方検討委員会での統廃合と切り離し、LED化を進めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

3点目は、一般家庭などへのLED化普及促進啓発では、町単独での助成は検討しないとの答弁と受け止めましたが、まだまだ3年後には蛍光管の流通が止まることの周知が低いのではないのでしょうか。家庭などの蛍光管が切れた場合、在庫がなければ照明が交換できなくなります。この3年間でLED照明の需要が急増すると、メーカーの生産も追いつかず、さらなる値上げや入手困難になる可能性もあります。

国は、2030年までに既存照明の100%をLED化などの省エネルギー型にすると目標を掲げています。このことも踏まえ、一般家庭などへの周知をどうお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（北倉義博君） 竹中産業建設部長、自席にて答弁。

○産業建設部長（竹中 修君） それでは、水谷議員の再質問の1点目について、私のほうから御回答を申し上げます。

議員御提案のLEDリースにつきましては、専門業者などから情報収集を行っているところでございます。施設の条件によってはLED導入前の電気代にリース料と電気代が収まることから、追加の財政負担もなく、また導入までの時間短縮も可能であると認識しているところでございます。

今後につきましては、導入が進んでいる愛知県内の官公庁の先進事例を調査するなど、各施設の方針決定をする際には、有効な手法としてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 中島教育委員会事務局長、演台にて答弁。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） 2点目の御質問につきましては、学校の関係でございますので、私のほうから回答させていただきます。

議員御指摘のとおり、LED化による省エネ効果は高く、発光効率が高く、従来の消費電力以下でも従来の蛍光灯以上の明るさを放つと言われており、快適で居心地のよい学習環境を図ることができます。

屋内運動場につきましては、このたびの12月議会において、日吉小学校屋内運動場の照明器具更新工事として626万4,000円を補正計上させていただいておりますので、議決をいただきましたら速やかに進めてまいります。

屋内運動場は災害時の避難所となることから、避難所機能としての強化を図っていく必要がございます。国の交付金を積極的に活用し、順次LED化を進めておりますので、今後も引き続き計画的に進めてまいりたいと考えております。

また、校舎につきましては、現在、LED化率は18.6%と低く、いまだ推進には至っておりませんので、順次進めていく必要があると考えています。

LED化を進めるに当たり、取替え更新工事は設計業務や監理業務を要するほか、工

期が長期化するだけでなく、過度な財政負担が生じることが懸念されます。昨今、民間企業のノウハウ、資金、技術力を活用したリース方式を採用している自治体も増えてきていると聞き及んでおります。リース方式は、財政負担の平準化が可能になることに加え、電力使用量や二酸化炭素排出量を短期間で大幅に低減することが見込まれるため、工事とリース方式等を比較検証し、より効率的な方法を調査・研究してまいります。調査・研究の結果を踏まえ、今後、校舎のLED化につきましても、蛍光灯製造中止後の在庫対応等も検討しつつ、計画的に実施してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 3点目につきましては、私から御回答させていただきます。

2023年11月の水銀に関する水俣条約第5回締約国会議におきまして、水銀添加製品である一般照明用の蛍光ランプを、その種類に応じて2025年末から2027年末までに製造及び輸出入を段階的に廃止することが決定されました。既に使用している製品の継続使用、廃止日までに製造された製品の売り買い及びその使用が禁止されるものではありませんが、一般照明用の蛍光ランプの製造・輸出入の廃止に伴い、在庫切れになる前に必要数を調達したり、LED照明への切替えが必要となる場合がございますので、広報、ホームページ等にて周知してまいります。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） LED照明にすれば、一般電球と比較して約85%の省エネ効果があり、財政面で得られるメリットは大変大きいと思います。早めにLED化を進めれば財源確保にもつながります。給食の無償化など、子育て事業予算の充実にもつながります。現時点では町単独でのLED化照明など節電促進助成金は検討しないとの見解ですが、助成金の予算財源として充当することも可能です。そのことを申し述べ、最後の質問に入ります。

3点目は、教員の自己負担、いわゆる自腹問題について伺います。

公立小・中学校の教職員1,000人余りのうち、2022年度中に教材費などを自己負担する自腹の経験があるとの回答が7割以上を占め、1万円以上を負担したが3割を超え、教職員の4人に3人が自腹経験との実態が福嶋尚子千葉工業大学准教授などの調査で明らかになりました。福嶋准教授は、公立学校の予算が少ないことや教職員にとり予算の使い勝手が悪いため、負担を抱え込んできた実態が浮き彫りになった。教職員の自腹の実態を知ってほしいと社会への問題提起が広がっています。

自腹の選択肢は、授業、部活動、旅費、弁償や代償、その他、なかったの6つの質問をし、複数回答の中で最も多かったのは58.8%の授業でした。理科の実験で使う教材や家庭科の調理実習に必要な器具や材料などの事例は多岐にわたります。このうち自腹の

最多の理由は、「手続が不要で気軽」59.4%、「校内に自腹を当然とする雰囲気がある」18.4%との回答があります。部活動は22.6%で、指導者としてのライセンス取得費用や救急用具の購入、交通費が支給されない副顧問の遠征付添いなどの事例もあります。旅費は37.1%で、家庭訪問や修学旅行の下見や引率、欠席児童・生徒にリモート授業のためのタブレット端末や資料届けの交通費が含まれています。弁償、代償は6.7%で、学校備品が壊れたり、保護者負担の教材費が集まらなかったりする場合にしわ寄せが教員に来ているケースも報告されています。

文科省は、学校教育に必要な費用であれば設置者も公費負担が原則で、教員が自腹を切る状況は望ましくない。自治体には、学校の状況に応じて適切な対応が求められるとしています。

そこで、2点で伺います。

1点目は、当町の実態と各学校側への予算の分配方法をお尋ねします。

2点目は、文科省が2023年11月に実施した調査によると、項目を分けずに総枠として予算配分されるか、学校が予算総額の範囲内で柔軟に項目間の再配分ができる総額裁量予算制度を導入している教育委員会は、都道府県、指定都市で41.8%、市町村で12.7%とのことですが、当町の実態も含め、見解を求めます。

○議長（北倉義博君） 教育長 早崎京子君。

○教育長（早崎京子君） 1点目の御質問にお答えします。

各学校への予算の分配方法についてですが、学校の予算は、大きくは学校管理費、教育振興費、学校給食費の3つの費目に分かれています。各学校の意向が適切に反映されるよう、あらかじめ各学校に費目ごとの予算要求書の作成を求めた上、その内容を精査し、教育委員会にて取りまとめたものを各学校に予算配分しています。

分配方法は、原則として児童・生徒数などの学校規模に応じて配分していますが、前年度と大幅な変動が生じることがないように、均等割を設けるなどして、各学校の公平性の観点も鑑み、できる限り学校運営に支障がないように配慮しています。

このような現状を踏まえ、一般的に学校教育に必要な経費とされる授業、部活動、旅費、弁償や代償について、当町の教職員の自己負担における実態を回答いたします。

最初に、授業で使用する消耗品や備品については、学校要望に応じ、教育委員会にて各学校に予算配分している教育振興費から支出していますので、基本的には自己負担はありません。ただし、自己研さんのために使用する教材などについては自己負担となります。また、国や県が主催する教職員研修については自己負担が生じることはありませんが、自主研修としては、自己研さんのために自主的に参加するものですので、自己負担となります。

次に、部活動についてですが、週休日における部活動は、県費より指導費が支給されます。また、試合等に参加するために必要な審判資格等のライセンスの取得費用につい

ては、個人の資格取得でありますので、自己負担となります。

また、旅費についてですが、平日の出張旅費については県費から支給されますが、例えば入試関係などの業務により週休日に出張した場合の旅費については、県の旅費対象外ですので、進路指導に要する経費として町の補助金より支出しております。

最後に、弁償と代償についてですが、状況に応じ、教育委員会にて精査の上、町費により対応していますので、基本的には自己負担はありません。

2つ目の総額裁量予算制度についての当町の見解についてお答えします。

1つ目の御質問でお答えしたとおり、本町の学校の配分予算は、あらかじめ各学校からの要望に応じ、教育委員会にて取りまとめたものを学校管理費、教育振興費、学校給食費の3つの費目に分かれて予算配分しています。原則費目ごとに配分した予算枠でやりくりをお願いしていますが、学校運営に支障を来す場合は、予算総額の範囲内において、必要に応じて学校の裁量によって費目間をまたいで予算を使うことも可能にしていますので、総額裁量予算制度に準じた形で柔軟に予算を活用できていると思います。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 教職員の自己負担については、当町においては事例はないと理解しました。

授業参観に出席したときの一部ですが、先生たちの教科授業の中で、児童・生徒の理解、興味や関心、意欲などを引き出すためのオリジナルの教材工夫に関心や信頼を寄せた保護者の一人でした。B紙、色紙、色画用紙、接着剤、磁石などの文房具から食育での食材など、公費で賄われているんだらうかと思ったこともありました。

福嶋准教授は、残業も同様だが、自分の働き方だという思いで自腹を切る先生がいれば、ほかの先生にも当たり前に求めてしまう。それは結局、制度の不備を献身で、献身というのは献身的に補ってしまっている。自腹の実態はこれまで見過ごされてきた問題で、知ってもらえるだけでも前進だと感じますと述べられています。引き続き校長会などを通して、原則は公費負担であることを徹底していただけることを要望します。

また、総額裁量予算制度に準じた支出であると理解しました。

以上で質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、11番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時40分といたします。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、引き続き一般質問を続けます。

次に、4番 清水由美子君。

○4番（清水由美子君） 議長に発言の許可をいただきましたので、私からは能登半島地震、災害支援で得た災害時への教訓について質問させていただきます。

本年1月1日、最大震度7の揺れを観測した能登半島地震。月日は早いもので、1年がたとうとしております。

町長からは、地震が起きた直後1月1日から被災した自治体への支援に入り、様々な支援活動をされたことなど、全協のとき、一般質問の答弁のときなどでも説明をいただいております。実際に被災地で支援活動をされた職員からの方々は、ニュースなどの映像で知る以上に、肌で感じられることも多かったのではないかと思います。

養老町では、8月に台風10号による大雨の影響で避難所が開設され避難する方がおりましたが、幸いにも大きな被害はなく、当日のみの避難でした。本当によかったと思います。

1つ目の質問として、町長からは、様々な場において、今回の能登半島地震の支援活動で得た教訓を今後に活かしていきたいと発言されておられます。現場で得た教訓とは、具体的にはどのようなもののでしょうか。それ以前と比べて、今後新たな取組、計画があればお示してください。

私も3月定例会一般質問で能登半島地震に関わる質問を幾つかさせていただきました。6月、9月定例会でも何人かの議員が生活になくってはならない水の確保やトイレのことなど様々な質問をされ、答弁をいただいておりますが、私からも1点、トイレに関連した衛生ごみについてお尋ねいたします。

空腹や睡眠はある程度我慢できても、トイレは待たないです。2016年の熊本地震の後に実施したアンケート調査では、地震発生後3時間で約4割、6時間で約7割の人がトイレに行きたくなかったと回答しています。平成28年熊本地震避難生活におけるトイレに関するアンケートでは、仮設トイレの設置にかかる期間はおおむね3日から1週間、災害規模によりそれ以上の期間を要する場合もあるということです。災害時、避難先、自宅など水洗トイレが使用できない間、携帯トイレを使用することになります。携帯トイレから出る衛生ごみですが、日本トイレ研究所調べによると、1日1人6回使用したとすると1人1日1.2キログラムの衛生ごみができると推定されます。

2つ目の質問として、1日でもかなりの量が出るわけですが、固形剤で固め、ペーパーなどの紙類も入った使用済み衛生袋は、養老町ではどのように処理されるのでしょうか。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 清水議員の御質問に回答させていただきます。

1点目の教訓とか、今後の計画であればという御質問でございます。

平成30年3月に国や全国知事会、全国市長会、全国町村会等により応急対策職員派遣制度が創設され、このたびの令和6年能登半島地震におきましては、この制度に基づき、

当町からも現在までに一般職32人の職員を派遣しております。発災直後に派遣した職員からは、地震の影響で道路などインフラが寸断され、集落間の孤立が発生したり、車の移動や人などの往来に時間がかかり、支援物資などの搬送にも困難が生じていたということでございます。

また、避難所の運営におきましても、電気や水道などのライフラインが地震の影響で寸断され、水道の利用が必要なトイレなどの処理の対応が後手に回ったと報告を受けております。さらに、避難所の運営が長期化した場合においては、本来、地域の住民の方で避難所を運営していただくこととなりますけれども、地域主体での避難所の運営が取れない状況が継続していたとのことでございます。

今後の防災対策の取組といたしまして、集落間の孤立やライフラインの供給がストップすることを想定した応急資機材の整備や、道路などインフラにおいても防災拠点間を結ぶ基幹となる道路の強靱化、上下水道施設の計画的な耐震化なども町の重要な施策として推進していく必要があるというふうに考えております。また、避難所の運営につきましても、地域でも訓練を行っていただき、町と連携しながら啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

本町といたしましては、こうした能登半島地震の教訓を踏まえ、現在の計画における評価、検証を行い、本年度と来年度2か年かけまして、第2期となる養老町国土強靱化地域計画を改定いたしますので、この計画をより実効性の高いものとなるよう進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 近藤住民福祉部長、演台にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 2点目につきましては、実務的な内容が含まれますので、私から回答させていただきます。

携帯トイレを使用する場合は、凝固剤などで固めてから一般廃棄物の可燃物として出させていただきます。災害時につきましては、ごみ収集の作業を一時休止する場合もございます。他の可燃ごみと分けて保管いただきますようお願いいたします。

なお、養老町災害廃棄物処理計画では、携帯トイレを利用したごみの処分については、優先度が高いごみとして効率的に運搬処分を行うこととしていますので、委託業者に依頼し、速やかに回収処理をしていきたいと存じます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 清水由美子君。

○4番（清水由美子君） 再質問をさせていただきます。

こちらは先ほど質問した衛生ごみですが、従業員100人が1人1日5回使用した衛生ごみ、たった1日でこんなにたまと示されており、衛生ごみだけでもかなりのごみの量が出ると考えられます。

先ほどの答弁にもありましたが、災害時には生活ごみ、衛生ごみ以外に、家具や畳の

破損による整理が必要な廃棄物や、建物の崩壊に伴う瓦礫など多量の廃棄物が出ます。これらは災害ごみ、正式名称は災害廃棄物と呼ばれ、日常生活で出る生活ごみとは異なり、短い期間で大量に発生する特性があります。

先ほどの町長の答弁からも伺いました。これを日常の生活ごみと同じ方法で処理すると、大量の廃棄物が町にあふれます。支援活動に行かれた職員の方々も実際に感じられたと思いますが、住環境に深刻な問題を引き起こすだけでなく、被災地の回復や再建作業が遅れる可能性があります。過去の大地震を例に見てみると、環境省、災害廃棄物対策情報サイトによれば、平成7年1月17日に起きた阪神淡路大震災では約1,450万トン、平成23年3月11日の東日本大震災では災害廃棄物約2,000万トン、津波によるもの約1,100万トン、合計で約3,100万トンもの災害ごみが発生したとされています。石川県の発表によると、今回の能登半島地震で発生した災害ごみの発生推計量は、県内全体で約240万トンとされており、石川県の年間ごみ排出量の7年分に上回るとされています。特に被害の大きかった奥能登地区だけで見ると、穴水町では96年分、能登町では46年分、輪島市で31年分に相当するそうです。復興が長引くほど災害ごみの量は増えます。

養老町では、この災害ごみについてはどのような計画となっているのでしょうか。

他の自治体の例です。

こちらは一宮市のホームページです。ちょっと見にくいところがあると思いますが、先ほど答弁にもありましたように、ごみ収集は一時的に中止することがあります。収集の場合は可燃ごみを優先しますなど注意事項が書いてあります。

続きまして、こちらは静岡市のホームページ、災害時のごみの出し方を写真にて解説しています。ごみはどんなものとかですね。

こちらの辺りでは、不要な物は日頃から通常ごみとして出しておきましょうということですね。ごみが増えないように、こういう注意事項が書いてあったりもします。

こちらでは、このように、こんなふうに回収しますよみたいなことが書いてあったり、写真とか、あと正しく分類しましょうみたいな注意事項とかも示されています。

こちらは稲沢市ですけれども、広報「いなざわ」令和2年の9月号ですけれども、この辺りはどんなごみを収集するのとか、どれぐらい出るのとか、こちらではごみを持っていく場所とかが書いてあったりします。集める場所がこちらのほうに書いてあったりもしています。

浜松市では、どうなる災害のごみというふうで、イラストも入れてあってちょっと分かりやすくなっていると思います。質問形式になっていて、読みやすい感じになっております。

こちらもごみの出し方を分かりやすく図で解説してあります。

先ほど、防災時、携帯トイレのイラストで紹介をしました埼玉県では、いつも防災のページがあり、小学生向けの教材もありました。クイズや間違い探しなどで興味深く防

災を学べる工夫がありました。

先ほど、答弁にもありました養老町国土強靱化地域計画アクションプラン2024ですが、9. 環境には災害廃棄物処理体制の充実として災害廃棄物処理計画を策定し仮置場候補地を選定や、近隣市町の処理施設との協力体制の検討を行い、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整備するとあり、見直し予定が令和6年となっております。

再質問として、先ほど他自治体の例もお伝えをしましたが、この災害ごみについて養老町ではどのような計画となっておりますか。また、その周知はどのようにされていきますか。

○議長（北倉義博君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 清水議員の再質問にお答えさせていただきます。

能登半島地震では、地震の影響により、ライフラインとなる水道施設や下水道施設が被災したため、水道や下水道の利用が発災から数か月の間利用することができない状況が継続し、通常のトイレが長期間利用できませんでした。また、災害直後におきましては、地域住民が避難する避難所において、トイレの使用後の処理に問題があり、汚物がたまり、トイレで用を足すことが困難となる状況もあり、利用にかなり問題が発生したということが分かっています。

当町では、養老町災害廃棄物処理計画で、避難所において排出されるごみの処理について規定しており、ごみの処理については、優先度の高いごみを効率的に運搬処分を行うこととしています。能登半島地震を教訓とした対策が急務となっております。避難所の運営において適切な環境を整えることは、避難者の衛生面や健康面において重要な要素となりますので、今年度改定予定の養老町災害廃棄物処理計画に生かしていければいいと存じます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 清水由美子君。

○4番（清水由美子君） 周知のされ方もまた教えていただきたいと思いますが、それはありません。広報ですね。

○議長（北倉義博君） 近藤福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 失礼しました。このような周知に関しましては、また広報、ホームページ等で分かりやすい資料をつくって周知できればいいと考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 清水由美子君。

○4番（清水由美子君） ありがとうございます。災害はいつ起きるか分かりませんし、起きた場合、パニックとなり誰しも冷静な判断で取り組めるとは限りません。私も防災について得た知識は何かの機会には住民の皆様にお伝えしてまいりたいと思っております。

す。町の計画、対策は引き続きよろしくお願ひいたします。質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、4番 清水由美子君の一般質問を終わります。

次に、1番 佐野伸也君。

○1番（佐野伸也君） 議長に発言の許可をいただきましたので、安心・安全に暮らせる防犯対策について3点お伺ひいたします。

全国各地で信じられないような悲惨な事件が多発しています。良好な治安は社会、経済の発展の礎であり、行政や警察などが連携し、地域全体で保たなければなりません。予防的な犯罪防止対策は犯行を困難にすると言われております。それには、地域のパトロールや鍵の二重ロックなど、侵入を防ぎ、住宅には大金を置かないこと、また整然とした町並みや環境整備で犯罪が起こりにくくすることが重要であると言われております。

特に、犯罪を予防するために、地域の人と人とのつながりが重要であります。侵入者が犯行を諦めた理由としては、声をかけられたことが第1位に上げられているように、地域での挨拶運動や声かけ運動は未然に防止する上で効果があり、防犯予防対策として重要と考えます。防犯パトロールは防犯活動の代表というべき取組であり、犯行を困難にする予防対策として、地域全体でパトロールを通じて防犯意識を高め、防犯意識の高い養老町であることを対外的にアピールすることは、犯罪の発生を抑止する上で効果があると考えられます。また、これらの防犯上の危険な箇所の把握とその改善などの環境整備をすることにより、町民が安心・安全に暮らせる住みやすい養老町となると考えますが、町の見解は。

1点目の質問としまして、犯罪を起こしにくい環境整備で安心・安全の確保は。

次に、都市部で窃盗事件が多発しています。中でも闇バイト等による事件が多く発生し、中には殺害にまで発展しています。町内でも外国人グループによる窃盗事件が相次いでいます。過去にはクーラーの室外機窃盗や、地域に設置してある消防格納庫の金属窃盗、道路のグレーチングの窃盗などが発生していました。それらに対し、全国では防犯カメラのおかげで犯罪の早期解決につながっている事例が数多くあり、また防犯予防のため個人の住宅にも防犯カメラの補助が必要と考えます。

さらに、犯罪を防止するためには、積極的な広報と啓発活動を展開する必要があり、緊急を要する情報については、防災無線やSNSなどを通じて速やかに情報を発信し、また防犯のまちづくり講座などを通じた啓発活動に対する取組も重要であります。住み慣れた地域を防犯の視点から改めて見直しするため、ふだんでも薄暗いところや、あまり人目につかない場所などは定期的に検証する必要があり、樹木が生い茂るなど犯罪が起きやすいようなところには地域で剪定や伐採などにより、見通しの確保や防犯灯の点灯確認などの必要な対策を講じて、地域ぐるみで犯罪の起きにくい環境をつくることが求められるが、町の見解は。

2点目の質問としまして、町の公共施設や地域の集会場などへの防犯カメラの設置は。

個人住宅への防犯カメラ設置補助は。また、最近、岐阜県の犯罪件数の把握はどうなっているのかお知らせください。

次に、高齢者への振り込め詐欺は、従来のオレオレ詐欺、現金を輸送させる詐欺、ネット詐欺など、ニュースや新聞で度々取り上げられ、警察や行政機関での周知等がされているにもかかわらず、依然として頻繁に養老町でも発生しております。災害件数が少なくなったとは言えません。人間の認知機能は、高齢になるほど判断能力や声の認識能力に不安が残り、正確な家族の声が見抜けなくなるケースが出てくると言われております。詐欺対策ポイントとして、家族に相談、詐欺対策機能付電話機に交換、詐欺の主な手口を覚えると言われ、日常の家族間の情報供給や連携が必要であります。詐欺師の多くは電話をかけてくることから始まり、自分の声や会話を録音されるのが嫌がる傾向があるので、詐欺対策機能付電話機への交換支援が求められます。録音機能と相手の電話番号表記の詐欺対策機能付電話機に併せて、対処法ステッカーなどを電話機の近くに、目立つ所に貼っておくと、怪しい電話がかかってきたときに冷静に対処できると言われております。高齢者に対して詐欺対策機能付電話の補助と対処法ステッカーの配付など、さらなる対策強化が求められております。これらにより、養老町では防犯に積極的に対応している先進地という情報が対外的に広まれば、防犯の抑止力になると考えるが、町の考えは。

3点目の質問として、詐欺対策機能付電話機であるナンバーディスプレイ機能及び録音機能電話機の補助は。

以上、3点よろしく申し上げます。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、演台にて答弁。

○総務部長（川口智也君） 佐野議員の御質問に対しては、実務の内容でございますので、私のほうから御回答させていただきます。

1つ目の、犯罪を起こしにくい環境整備で町民の安心・安全の確保についてでございます。

議員の御質問にあるとおり、地域コミュニティにおける見守りやパトロールなどは、防犯対策として非常に有効な手段であると考えます。町におきましては、養老警察署や地域住民、関係団体で構成する防犯活動を推進することを目的とした団体である、養老・上石津地区防犯協会を通じて、地域と連携した防犯活動の取組を行っております。こうした活動の中には防犯パトロールもあり、継続的にこうした活動を通じて、町民への防犯に関する啓発を図ってまいりたいと考えております。

また、防犯上の危険箇所を把握された場所につきましては、犯罪抑止のため、警察への見回りの強化などを依頼し、関係機関と連携していくことが重要であると考えますが、地域への情報提供や啓発につきましても、引き続き取組を推進してまいりたいと考えております。

2点目の、防犯カメラの設置や設置補助についてでございます。

養老町内におきましても、12月に入り、特殊詐欺により900万円をだまし取られるという詐欺被害が発生しておりますが、令和6年9月末現在の岐阜県のホームページに公開されている情報によりますと、特殊詐欺の認知件数は266件と前年比69件、35%増加しております。また、侵入犯罪につきましては、岐阜県全体では昨年度と比較して減少しているものの、養老町におきましては、空き巣、忍び込み、事務所荒らしなど犯罪件数が昨年度に比較して増加しております。こうした犯罪被害や前兆事案など、日常生活を脅かす様々な事案が日々繰り返し発生しており、養老警察署と連携し、防災行政無線や公式LINE等を用いた注意喚起により、町民への犯罪抑制に向けた啓発を実施しているところでございます。

町では、町民が安心して暮らせるまちづくりを目指し、自主防犯活動を促進することを目的に、防犯カメラの設置補助を実施しております。プライバシーや個人情報保護の観点から、防犯カメラによる撮影箇所は、道路や公共の場所に限定しております。また、補助の対象は地域住民で組織する区や自治会などとしており、個人住宅への防犯カメラの設置に関する補助は実施しておりません。

町におきまして令和5年度より町単独で防犯カメラの設置促進に係る補助を実施しておりますが、今後とも継続的に実施し、地域の安全・安心に資する活動を推進してまいりたいと考えております。

また、地域の防犯に関する環境への取組として、地域の繁茂した雑木、雑草などの伐採や防犯灯の設置は、有効な防犯対策の一つと考えます。現状の町の対応といたしましては、地域における雑草繁茂など環境の悪化に関する通報などが町にあった場合は、そうした情報により地権者などへ連絡し、改善措置をお願いするなど、地域と連携し対応に当たっております。さらに、防犯灯の整備に関しましては、地域の住民で組織する区や自治会が申請者となり、一般財団法人自治総合センターが主管するコミュニティ助成事業による補助制度を活用し、防犯灯を設置した事例もございますので、積極的な活用をお願いしたいと存じます。

3点目の、詐欺対策機能付電話機の補助でございます。

昨今、特殊詐欺被害が頻発している状況から、その対策としてナンバーディスプレイ機能や録音機能電話などを御自宅に設置することは有効な対策の一つであると考えますが、町におきまして補助制度は創設しておりません。電話通信会社などでは、特殊詐欺被害などの被害を未然に防止するために、電話の着信時に発信者側の情報を表記するナンバーディスプレイ及びナンバーリクエストなどのサービスを提供しておりますが、70歳以上となる契約者、または70歳以上の方と同居している契約者については、無料でそのサービスを受けることができるとしております。また、岐阜県警では、特殊詐欺の対策として、県内にお住まいの65歳以上の方に防犯機能付電話機や自動通話録音警報器な

どの機器を、貸出期間が3か月と定め、無料で貸出しを行っております。

民間事業者や他の関係機関において、詐欺被害防止に向けた制度の取組が進められており、こうした詐欺被害への対策となる制度の積極的な活用をお願いしたいと存じております。

しかしながら、年々巧妙化する特殊詐欺被害を考慮いたしますと、電話番号などの表示があったとしても、詐欺に利用する一時的なものであったり、電話を録音したとしても詐欺自体に本人が気づかないということも想定されます。

こうした詐欺被害を受けないために、町といたしまして、地域の情報発信による継続的な啓発を図り、警察などの関係機関と連携し、対策を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 佐野伸也君。

○1番（佐野伸也君） 回答ありがとうございました。

ただいまの回答を踏まえまして、再質問させていただきます。

令和6年度版の警察白書におきまして、匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）が特集され、社会に対する新たな重大な脅威であるとしていますが、こうした特殊詐欺グループやSNSを通じた犯罪者集団への対策には、警察当局の組織性の解明を重視する従来型の捜査手法、匿名性の高い不特定多数が関わる組織を解明するための新たな捜査手法への転換が迫られており、白書の中では警察が総力を挙げて取り締まりを推進するとしています。また、令和6年6月には、犯罪対策閣僚会議において、国民を詐欺から守るための総合対策が決定され、特殊詐欺などの犯罪から国民を守るため、関係省庁や事業者等が連携し、対策に基づく施策を推進することとされました。

執行からの回答にもありましたように、岐阜県の犯罪件数は、窃盗や知能犯による犯罪が近年増加傾向にあり、最近においても町内で多額の特殊詐欺被害が発生している状況から、犯罪抑止につながる取組は急務となっており、町民が安心して社会生活を営むために犯罪抑止につながる取組を行政機関、警察機関、地域が互いに連携していくことが重要であると考えます。

そこで、1点についてお伺いします。

町民が犯罪に遭わないために取り組むべきことは、で回答をお願いします。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 佐野議員の再質問に御回答させていただきます。

昨今の犯罪がSNSなどの普及により複雑化、また巧妙化していることから、犯罪の被害に遭うリスクも大変高くなってきております。犯罪被害に遭わないためには、自分の身は自分で守るという心構えを持っていただき、最新の犯罪に関し、防ぐ情報を得るアンテナを持っていただくことも非常に重要となります。

先ほど議員の指摘があったように、匿名・流動型犯罪グループ、いわゆるトクリュウなどによる特殊詐欺などの犯罪につきましては、以前から犯罪被害に遭わないよう警察などの関係機関から情報提供がなされ、啓発を継続しておりますが、まさか自分がそうした詐欺に遭うはずがない、自分は大丈夫だという間違った認識がこうした被害を招いていることではないかというふうに思っております。

本町といたしましては、積極的に町の防災行政無線や町の公式LINEなどから特殊詐欺などの防止、啓発に対する情報を流しておりますけれども、警察から犯罪被害情報が寄せられた場合には町民の方へ情報提供するなど、警察と緊密に連携をし、犯罪抑止への啓発活動を行っております。また、地域の見守り活動にも安心・安全な地域づくりといたしまして、重要な活動の一つであると考えております。今後とも、行政、警察、地域が互いに情報や活動を連携して、犯罪抑止の活動をさらに推進してまいりたいというふうに考えております。

大切な自分の財産がこうした犯罪により奪われてしまうことは、自分の将来を考えたときに、生活にも影響を及ぼすことがございます。犯罪被害に遭わないために情報入手のアンテナを常に張っていただき、自分の身はやはり自分で守るという行動を心がけていただくことが大事であるというふうに考えますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

私もいろんな面におきまして、そういった注意喚起、啓発活動をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 佐野伸也君。

○1番（佐野伸也君） ありがとうございます。

近年の犯罪は巧妙で複雑化しており、こうした犯罪にはいつ自分が被害に遭うかわかりません。日頃から犯罪被害に遭わないため知識を入手し、自分自身の心がけが大事になってくるということを再認識いたしました。

私自身も犯罪抑止につながる取組や情報などを得た場合には、地域の方々に情報提供をしたり、周知に努めたいと思ひます。以上で、1つ目の質問を終わります。

次に、子供の体力低下について、2点お伺ひいたします。

文部科学省が行っている体力・運動能力検査によると、現在の子供の体力・運動能力の結果をその親の世代である30年前と比較すると、ほとんどのテスト項目において、子供の世代が親の世代を下回っています。体力低下の大きな要因として上げられるのは、運動量の減少です。学習活動や室内遊び時間の増加により、外遊びやスポーツ活動時間が減少し、空き地やボール遊びのできる公園などの子供が手軽に外遊びできる環境が減少し、少子化により兄弟姉妹、近所の子供などの遊び友達が少なくなっています。また、体力の低下、運動離れが進んでいるとはいえ、学力などほかの能力を伸ばせばいいのではと考える人も多くいます。しかし、体力は人間の活動の源であり、体力が低下すると

健康の維持のほか、意欲や気力といった精神の強さにも大きく関わってきます。体力は、豊かな人間性を育む力や自らの考える力といった生きる力そのもので、体力は物事に取
り組むやる気、集中力、粘り強さなどの働きも高めるため、これらの気力が湧かないと
学力にも影響します。体力の低下により、ますます体を動かさなくなるため、一層の体
力低下を招くという悪循環に陥ることにもなります。子供の体力低下を防ぐには、積極
的に体を動かす習慣を身につけ、意識して体を動かすようにさせることが大切です。幼
児期に体を動かして遊ぶ習慣を身につけることが、小学校入学後の運動習慣の基礎を培
い、体力の向上につながる要因の一つになると考えます。

1点目の質問としまして、子供の体力低下を防ぐため、どのような対策をしています
か。

次、体力には行動体力と防衛体力の2つがあり、行動体力とは運動をするための力で、
防衛体力は健康に過ごすための力だと言われています。体力が低下すると疲れやすくな
り、免疫機能が低下します。免疫機能が低下することで心配されるのは、感染症や生活
習慣病にかかりやすくなることです。体力がないと体の機能が低下し、つまずいたり転
んだりしやすくなります。そのため、けがをするリスクも当然高くなります。体力がな
く疲れやすいと、体だけでなく気持ちにも影響があります。体が健康で元気であれば、
気持ちが前向きになり、いろいろなことを頑張ったり、挑戦する気力や意欲が出てきま
す。元気がないと無気力になりがちです。

子供の好きな遊びが変化したことも原因の一つとして、近所に公園や広場があっても、
外で遊ぶよりゲームで遊ぶほうが楽しいと感じる子供が増えたことも体力低下の理由と
して考えられます。昔に比べて私たちの生活は格段に便利になったため、交通手段や家
事などであまり体を使わずにできることが多くなりました。また、勉強や習い事などで
忙しい子供が増え、遊ぶ時間が少なくなっていることも要因の一つです。昔の子供は当
たり前のように外遊びや運動をする機会が多くなりましたが、今の子供たちは体を使っ
て遊んだり運動したりする機会自体が減っています。そのため、子供の体力を向上す
るためには、保護者の配慮や援助が不可欠になります。睡眠不足になったり、朝なか
なか起きられない子供も増えています。睡眠時間が足りないと、いつも疲れた状態になっ
てしまいます。そのため、早寝早起きを心がけることも大切です。子供の体力を向上す
るため、体をたくさん動かすことが大切です。

しかし、体を動かす楽しさを感じないまま、いやいや運動をしていても、子供にとっ
ては苦痛になるだけです。体を動かす楽しさが実感できれば、ゲームやスマホを置いて
外に遊びに出かけたり、運動することが習慣になれば、好きなスポーツや得意なスポー
ツが見つかり、興味や意欲につながる可能性もあります。体を動かす楽しさを子供に伝
えることが、体力向上のために親ができる一番大切なことだと思います。

2点目の質問としまして、子供たちの体力向上に向け、学校だけでなく保護者などに

はどのように周知していますか。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（北倉義博君） 近藤住民福祉部長、演台にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 子供に関係することですので、私から回答させていただきます。

1点目、2点目の質問につきまして、関連いたしますので併せてお答え申し上げます。

幼児期は、生涯にわたって多くの運動の基礎となる多様な動きを習得する重要な時期であります。園では、体力の向上に加え、チャレンジ精神を芽生えさせること、面白さや楽しさを感じる経験を積み重ねること、様々な感動を先生や友達と共に感じることから充実感や達成感を得ることなど、園児の年齢に応じた心身の育成を図っております。

このことを踏まえ、町内の認定こども園及び保育施設では、専門家の適切な指導の下、体力向上教室を年4回実施しています。

園活動においては、挑戦遊びとしてフラフープや雲梯などの体力づくりや、園庭でのマラソンの実施、ボール遊びや縄跳びなど、友達と仲よく楽しみ、時には競い合いながら体を動かすことを意識した活動に取り組んでおります。

また、園外活動においても、地域を知り親しみを持つことや、交通ルールを学ぶことを目的として園周辺を散策しておりますが、これらの活動も体力の向上につながっているものと考えております。

これら体力向上の取組については、ドキュメンテーションやクラスだよりで保護者への周知、啓発をしており、家庭においても体を使った遊びに親子でチャレンジするきっかけづくりになると期待しております。

また、小学生向けのスポーツ、運動遊びは、子供たちの身体活動時間を補うことができ、運動能力の向上において大切な時間であることから、児童館においても子供たちの運動遊びを推進するプログラムを参考とし、体を使った遊びを積極的に取り入れております。未就学児についても、親子で一緒に体を動かす遊びを取り入れ、体力向上のほかにも親と子の関わりも大切にしております。

今後も体を動かすことの楽しさを伝えながら、子供たちの体力向上に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 教育長 早崎京子君。

○教育長（早崎京子君） 学校関係につきましては、私のほうから回答させていただきます。

本町の児童・生徒の体力テストの結果は、上体起こし、20メートルシャトルラン以外は全国平均より上回っています。

近年、コロナ禍の影響に伴い、本町全ての学校において子供の運動機能の低下が危惧されることから、子どもロコモ体操を行っています。これは理学療法士の指導を受けて

基本となる体操を作成し、各学校で行っています。子どもロコモ体操は、毎朝行っている学校や体育の授業の準備体操として行っている学校など、取組方は様々ですが、町全体で実施しています。そのほか、学校の休み時間には積極的に外に出て体を動かすようにしています。同じ遊びを毎日続ける姿があるため、より体力の向上が図れるよう、自分の目当てを持ってジョギングや縄遊びをするなど、期間を設けて運動を親しむ活動を行っています。

保護者への働きかけとして、昨年度よりPTAが中心に毎月の家庭の日を、家族ふれあいデーとして子供たちの体力向上に向けて親子で運動するように呼びかけをしています。

また、養老町学校保健会のホームページを開設し、子供たちが小・中学校の間に身につけておくべき力を、食育、運動、歯の健康、安全を4つの柱として具体的に定め、その実現のために学校、児童・生徒、PTAが何を行うのか、そしてその結果をどのように評価するのかをまとめ、公表しています。

今後も、学校、PTA、医療関係者が、子供たちの生涯の健康の基礎を今つくるという共通認識を持ち、現在行っている活動に関する情報や子供たちの健康にとって重要な情報の発信を継続して行ってまいります。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 佐野伸也君。

○1番（佐野伸也君） 子供の体力向上に向け、体育、健康を充実していくため、行政機関や関係機関等への働きかけを積極的に行い、活発な身体活動、スポーツを推進して、総合的に児童・生徒の体力、運動能力の向上に取り組むことをお願いいたします。

再質問はございませんので、これで私の一般質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、1番 佐野伸也君の一般質問を終わります。

次に、2番 大橋みち子君。

○2番（大橋みち子君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づいて質問いたします。病児・病後児保育の実施についてです。

人口減少対策や少子化対策の一つとして、子供が病気の時保育所等において児童を一時的に保育する病児・病後児保育の事業の実践に向け、事業者の保育施設整備を支援して、全ての人々が安心して子育てと仕事を両立できるように、子ども・子育て支援をしていく事業であります。それは、子供が病気のため、保護者の就労等により自宅での保育が困難な場合、一時的に保育をする場を確保することで、保護者の負担を軽減します。

岐阜県内の病児・病後児保育事業所で実施しているのが、主体が市町村である施設が29市町村で実施されています。その中で59の実施施設が病児・病後児保育を行っています。実施形態は、病児が36の施設、病後児が8の施設、体調不良児が17の施設で実施されており、形態が重なる施設もあります。

近隣の市町村では大垣市や海津市、また今年の8月に開設された垂井町があります。

養老町は、令和7年4月から事業委託により開設を計画されているとのこと。

ここで、12月の上旬に、その建設途中の施設の写真をお見せします。ブルーシートがかぶっていますので、どういうふうか分かりませんが、1階建てです。

次は、これは西側は養老山脈です。北側には地域の民家が並んでいます。南側は田園といったとても自然豊かな静かな所です。

それでは、養老町にできる病児・病後児保育施設について2点御質問いたしたいと思えます。

1つ目は、令和7年4月開設予定の病児・病後児保育についての概要を教えてください。

1番、具体的に4点あります。

病児・病後児保育施設の名称は、また住所はどこで実施されますか。

2つ目に、対象児童は何歳から何歳までですか。定数は何人ですか。

3つ目は、保育時間は何時から何時ですか。また、休日は何曜日ですか。

4つ目は、予約について、利用方法、利用料金等についてです。

2点目は、現在広域協定をしている海津、羽島、岐阜を利用している児童の実態を教えてください。年間どれだけの児童が通っていますか。

以上、2点御質問いたします。

○議長（北倉義博君） 香川子ども課長、演台にて答弁。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） 大橋議員の質問につきまして、実務的な内容でございますので、私のほうから回答させていただきます。

病児保育事業につきましては、令和7年4月の開設に向けて現在、施設整備を進められている事業所へ事業委託により実施する方向で検討を進めているところでございます。

1点目の整備が進められております事業所の事業概要につきまして、現時点で検討されている内容について回答させていただきます。

実施場所は養老町飯積地内、施設名称は選定中と伺っております。

対象児童は生後6か月から小学校3年生までとし、定員は病児2名、病後児4名の計6名、広域利用者も受入れの予定です。

保育時間は9時から17時を検討されており、平日のみの開所を予定しております。

利用に当たっては、事前の利用登録を行っていただく必要があります。予約の方法は専用のシステム、または電話にて行うこととし、予約に当たり医療機関において利用連絡票を発行していただく必要があります。

利用料は1日2,000円、半日1,000円と検討されておられます。

2点目の広域利用の実績につきましては、令和3年度は延べ7回、令和4年度は2歳、5歳の2名の児童が延べ5回、令和5年度はゼロ歳から7歳の6名の児童が延べ14回の

利用がございました。

町内に病児・病後児保育施設が開設されることで、町の子育て支援策が充実することを期待するとともに、保護者のニーズに合わせた病児保育事業を実施できるよう、事業所と連携してまいりたいと存じます。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 大橋みち子君。

○2番（大橋みち子君） ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

病児・病後児保育事業について、養老町として対応方針を教えてください。

1つ目、病児・病後児保育では受入れができない病気はありますか。

2つ目、病児・病後児保育施設が定数を超過して満員で受入れができない場合はどうなりますか。

3つ目、日中、体調不良になった子供を町内の園や学校から病院へと、また及び病児・病後児保育施設へ送迎するサービスの制度として、どのようにお考えですか。

以上、3点お願いいたします。

○議長（北倉義博君） 香川子ども課長、自席にて答弁。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） 大橋議員の再質問につきまして、こちらも実務的な内容でございますので、私のほうから回答させていただきます。

受入れができない病気として、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザなど感染力の強い病気が該当すると考えます。

満員時の対応としましては、既に予約をいただいている児童に対し、保育、看護の不足がないように対応する必要があるがございますので、利用をお断りさせていただくこととなります。満員の際には、他の病児・病後児保育施設を利用していただけるよう、他の施設の利用登録についても周知してまいります。

送迎などの対応につきましては、実施したいと考えており、事業所のほうへ要望しておりますが、現時点では事業所において検討中とのことであります。なお、実施の際の対応方針といたしましては、医療機関からの医療連絡票が発行されている場合において、医療機関や園、学校に迎えに行くこと、また送迎の際は基本的に看護師が付き添うことを検討しております。また、町外についても同様の対応を検討しておりますが、送迎の範囲につきましては事業所と協議が必要であると考えております。

利用者に十分な支援ができるよう事業所と連携し、慎重に検討を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 大橋みち子君。

○2番（大橋みち子君） ありがとうございます。

先日、地域で子育て支援の行事がありました。そのときに、来年、子供をこども園に預けて再就職する予定の保護者と話し合う機会がありました。そのとき、ちらっと病児・病後児保育の施設が養老町にできるかも分からないよというお話をしたとき、わーうれしい、目いっぱい働けると喜びの声を聞くことができました。子供は入園当初、環境の変化で体調が崩れることがとても多いです。そのようなときに、働き始めた保護者にとっては、病児・病後児保育施設が保護者の負担を軽減してくれると思います。保護者の方が安心して子育てと仕事の両立ができる支援の強化を、今後引き続きまたよろしくお願いを申しまして、私の一般質問は終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、2番 大橋みち子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時10分といたします。

（午前11時42分 休憩）

（午後1時10分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） ただいま御指名をいただきました。養老の未来を守る岩永義仁です。

今回は3つの項目について質問を行っていきます。

それでは、順次質問を行います。

まず1つ目は、三セク会社「養老の郷づくり会社」の解散を受けて総括を行うというテーマで質問を行いたいと思います。

この会社の設立に当たって、最初の段階は、委員会において出資費用を認めない議案の修正案可決。続いて本会議でも同様の修正案可決。これをよしとしない町長による再議提案。さらに町長による再議が否決となり議会の修正案で可決されました。この出来事は、戦後の県内政治史上で初となったと記憶しております。

設立前後から議会で大もめした、このいわゆる第三セクター方式で設立された養老の郷づくり会社については、以降名称を三セク会社といますが、この会社については、最後まで唯一残っていた出資者の企業が養老町内での開発を中止したことで、前回の9月議会において複数の議員が一般質問を行いました。そのすぐ翌月の10月、ついにこの三セク会社は解散に至りました。

今回は、この10年すら継続できなかった三セク会社に対する町の取組について、いわゆる事業評価を行うための総括的な質問をしたいと思います。

質問1、当初は民間企業2社と養老町の出資により設立された三セク会社も、令和2年の休眠前後には民間企業1社と養老町だけとなり、前述したようについに解散に至りました。議会、町職員はもちろん、多くの関係者がこれまでに本事業に関わってきたと推察されます。それだけに、これまでに費やした人的、さらに時間的に費やされたエネ

ルギーは莫大です。これまでにほぼ何もし得ることのなかった三セク会社に対して、設立から解散まで町行政内で消費された各種リソースについての見解を求めます。

2点目、これまでに委員会や議会、一般質問で行ってきた質疑・答弁の中から1点抜粋して確認したいと思います。

令和元年の6月議会での一般質問です。私からのですね。このすぐ後に休眠届が出されるという直前くらいの時期かと思います。三セク会社へ問合せの連絡が取れず、さらに三セク会社の事務所がどこに存在しているのか分からなかったことから行った一般質問でした。この会社は、事実上はいわゆるペーパーカンパニーではないかという問いに対しての答弁は、まだ本格稼働をしていないだけという旨のものでした。前回の9月議会での一般質問の答弁からも分かるように、本格稼働も何もこの三セク会社はずうっと稼働していなかったわけで、これは結果として虚偽答弁だったとも受け取れるのですが、見解はいかがでしょうか。

3点目、先日、町から報道発表があり、議会全員協議会において執行部からの説明があった保管書類の紛失についてです。

最初に述べた設立時の経緯からも、県内・外でも注目度の高い事業であったこの三セク会社関係の書類管理がここまでずさんだったのは、どこに原因があるのでしょうか。説明を求めたいと思います。

以上の3点について答弁を求めます。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 岩永議員の御質問に御回答させていただきます。

まず、1点目の各種のリソースについてでございます。

経費としてのリソースといたしましては、そのほとんどが養老の郷づくり株式会社の設立に際して割かれており、会社設立のための準備会の設立・運営等に係る業務委託費などに約620万円、おっしゃるとおり出資金に495万円、合わせまして1,115万円の支出がございました。このうち出資金の495万円につきましては、9月30日に全額回収しておりますので、最終的な経費といたしまして消費されたリソースについては約620万円となります。

次に、人的あるいは時間的なリソースといたしましては、設立に向けて準備を始めた平成25年から設立されました平成27年度までは毎年3名程度、設立してからは1名の職員を配置してまいりました。ただ、いずれも専属ではなく、他の業務と兼務であることから、本業務に係る勤務時間数や人件費といった人的あるいは時間的なリソースを細かく算出することはできませんでした。

いずれにせよ、養老の郷づくり会社に関わる事業に経費や人的あるいは時間的なリソースを割いてまいりましたが、思うように事業が進まず、結果的に町民の皆様の期待に応えることができなかったことについては、町としてもしっかりと反省し、これからのま

ちづくりを進める上での糧としてまいりたいと存じます。

次に、2点目の令和元年6月定例会での一般質問において、前の町長でございますけれども、飯ノ木周辺の開発を優先させ、その後の営業と並行して郷づくり会社を本格営業するという説明を受けていると当時の実態について答弁したことに対する見解でございます。

その当時の議員各位にも平成28年11月に縄山ないし養老の郷づくり株式会社のプレハブ的な事務所ございましたけれども、視察をしていただいておりますし、過去の答弁の時点でも本年の出資企業による養老町での開発中止を想定できるものではなく、虚偽の認識はございません。

最後に、3点目の関係書類の管理についてでございます。

おっしゃるとおり重要書類の管理についての不備があったということは認めますけれども、管理職同士、管理職からは適正な管理・保管をするよう指示がなされておりましたが、適正に対応されておらず、所在不明となっております。本年9月の定例会後、調査が行われ、廃棄された可能性が非常に高いということが判明されましたので、そのため文書等の保存について、再度確認・徹底するように周知したところでございます。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 再質問です。

9月議会の一般質問にて町長が三セク会社の設立について言っていました、当時としては有効な選択肢の一つであったと。いやいや、当時からやばい、危ないという判断がされたから修正案が可決され、さらにそれを不服とした町長からの再議も議会において否定されました。これを当時は有効な手法であったとコメントするその感覚に強い違和感を持つとともに、そんな感覚で町政を担われていることの危うさをひしひしと感じております。さんざん三セク会社の危険を訴えてきた私からすれば、設立前後の当時も、解散に至った今も、ほらやっぱりこうなったよねという結果が明確にあるのみです。

質問です。

次の質問を町長に確認したいと思います。

事業評価の視点でお答えいただきたいと思います。

先ほど、反省して今後の政策、町政に生かしたいというようなコメントがありましたけれども、この三セク会社に関して町が行った事業は失敗であったと判断していますが、同一の見解でよろしいでしょうか。確認したいです、これは。

次に、保管書類紛失に関してです。

当該職員に対しては大変厳しい懲戒処分が下されました。聞くところによると、該当の職員は本件に関して自身の関与と責任を否定していると聞き及んでおります。そうい

った状況下にあつて、恐らく調査から1月ほどで処分がなされたわけですがけれども、この間の動きに関してあまりにも性急にも感じます。道義的な問題はないでしょうか。信賞必罰は組織運営の基本ではありますが、先日の臨時会での教員用指導教科書の予算処理が違法状態だったときの職員の処分に対する意向とは随分違うように感じました。役場内の士気低下も心配です。説明を求めます。

次に、書類の保管方法についてですが、私が市役所職員をしていたときは、保管すべき書類は毎年度保管年限別にファイルにとじ込み保管庫に入れていたように記憶をしていますが、養老町では過年度分を含めて事業ごとに職員の手元で保管されているということでしょうか。もしこの方法であるとするならば、今後も1人のたった一度の過失で複数年にわたるような事業全体の書類をまとめて紛失するというようなことが起きてしまいます。

今回の件を糧にして、現在の書類保管の方法を見直すとともに、書類の保管状況が確認できるシステムの構築を行うことを提案します。少なくともこの数年間は、前回の水谷議員の一般質問まで書類が紛失している、そういったことすら気づかない状況だったというのは、あまりにもシステムのずさん過ぎます。いかがでしょうか。

以上、3点について再答弁を求めます。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 議員は御存じありませんけれども、私は就任の当選した日に、この中にも、議員さん来ていただいた方がお見えになりますけど、三セクは見直すと明言をしておりますし、これは記録にも残っております。

養老の郷づくり株式会社の結果に対する見解でございますけれども、当時のまちづくり構想を実現する体制づくりとして、町民や各種団体、民間等との協働を不可欠に考え、第三セクター方式を採用して、観光産業の活性化や新たな産業の創出などに取り組み、人口の増加などを結果につなげようとしていたことは手法としては有効であり、前町長がおっしゃられてきたように期待の持てる事業であったと評価しております。

しかしながら、結果として養老の郷づくり株式会社の事業は思うように進展しませんでした。この要因につきましては、設立を急いだため、事業の具体性や実現可能性や採算性、また町と第三セクターとの関係性について、議員の方々や町民の皆様との十分な情報共有に至ることができず、議会と行政をはじめ設立前後の時期に関係者の足並みがそろわなかったこと、そして出資企業の中でも中心的な役割を果たしていた会社が養老町で施設の整備に想像以上に期間を要し、未完成だったことなどが影響ではないかというふうに考えております。

そのため、私といたしましても町長就任時に、令和4年12月定例会の場でも申し上げましたとおり、当事業について精査する必要性を感じていたところ、今年8月末に出資企業である会社が町内事業の中止が明確となり、10月1日に養老の郷づくり株式会社

が解散されるとなったわけでございます。

結果的に町民の皆様の期待に応えられなかったことにつきましてはしっかりと反省し、これからのまちづくりを進める上での糧としてまいりたいというふうに考えております。

職員の処分に関しましては、総務部長のほうから回答させますので、よろしく願いいたします。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、演台にて答弁。

○総務部長（川口智也君） それでは、職員の処分についての御質問に御回答させていただきます。

該当職員の処分に関しましては、平成27年から令和2年度まで関係する全ての職員から事情の確認を行いました。

該当職員の書類の管理状況に問題があり、重要書類を廃棄したと考えられることや、令和2年4月1日付の異動の際に、引き継ぐべき後任の職員に適正な業務や書類の引継ぎを行っていなかったことが分かったため、処分を行ったものです。

この処分につきましては、養老町職員の懲戒処分の基準等に関する規定に基づき、庁内の職員で構成する懲戒処分審査委員会の協議により、規定どおりに決定したものでございます。

3点目の書類の管理につきましてでございます。

本来、公務として行う業務において作成した公文書は適正に管理する必要があり、公文書が紛失するということはあってはなりません。現状の書類管理につきましては、所管部署ごとに棚や書庫の管理場所を定め、書類を保管しております。

今後とも適正な文書管理を徹底し、再発防止に努めてまいります。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） ちょっとややとした答弁で聞いていても分かりにくかったんですけども、私は失敗と判断したかどうかを聞いておるんですけども、前回の議会の答弁と同じような内容で、反省をしているということは、失敗ということ認め、口では言いづらいのかもしれないですけど、そういう理解でいいのかなというふうに今回は受け取っておきたいと思っておりますので、もし違うよということであれば、この後のときにちょっと付け加えてもらえればいいかなと思います。何か、本当に分かりにくかったですね。

書類の管理に関しても結局は変えないということなんですけど、私、その書類の保管方法と管理システムを見直したほうがいいという提案だったんですけども、これに対して言及がなかったので、ちょっと最後、もう一度これについて、もう従来どおりのやり方で管理できるので、それでやっていくよということであるならばそのようにお答えいただきたいと思っておりますので、これも後ほど答弁いただきたいと思っております。

再々質問としまして、さらに職員の処分に関して確認もしていきたいと思います。

今回のように処分があった場合、その職員が処分に納得いかないというような場合には不服申立て等の手段があるかと思いますが、養老町ではどのような制度になっているか説明を求めたいと思います。

次に、これまでは職員による不正行為等があった場合には、該当の職員はもちろん監督者である部課長への処分も同時に行われてきました。過去には、例えば養老町斎苑精華苑での横領事件のときなどは、異動したばかりで不正を発見した課長にまで処分が及び、大変驚いたのを覚えております。

今回の三セク会社に関する保管文書紛失に関しては、該当職員のみが処分の対象となっていると承知しております。監督者の責任が問われず、処分の範囲が限定的であった理由について、過去の事例を踏まえて説明を求めます。私の記憶では、当時の監督者である課長の一人は現川地町長であったとの認識ですが、このことと関係はないのでしょうか。非常に違和感を感じております。

3点目、町長に見解をお聞きします。

議会には、参考人のような形で必要であれば人を招致して話を聞けるという制度があります。この三セク会社に関する事業を強く推し進めた大橋前町長をお呼びして話を聞いてみてはどうかと思うのですが、川地町長としてはどう考えますか。

平成30年12月議会の私の一般質問において、大橋前町長は、三セク会社へ出資している企業の計画に乗れば三セク会社はやがて大きな意味を持つことになる旨の答弁をしているんですね。あの発言の真意も含めていろいろとお話を聞いてみたくないですか。

今追加で3点と、最初に述べた2件、ちょっと多くなりましたけど、最後ですので、この再質問をもって再々質問として今回のこの質問は終わりたいと思います。漏れのないように答弁お願いしますね。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、自席にて答弁。

○総務部長（川口智也君） 岩永議員の再々質問に御回答させていただきます。

まず、書類の保管でございます。

先ほど述べました現状の書類管理につきましては、各所管部署ごとに棚や書庫の管理場所を定め書類を保管しておりと回答いたしました。これが正規の管理方法でございますので、これにのっとっておらなかったということでございます。この正規の管理方法を徹底していきたいという旨でございます。

続きまして、職員が処分に不服があった場合でございます。

懲戒処分に関しましては、処分された職員に不服がある場合は、地方公務員法第49条の3項の規定により、大垣地域公平委員会に処分の不服を申し立てることができます。

以上でございます。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 岩永議員の再々質問に御回答させていただきます。

該当職員の懲罰に関しましては、先ほど総務部長が言いましたけれども、養老町懲戒処分審査委員会の規定どおり処分を決定しておりまして、その中で私もヒアリングを受けております。

この審査委員会での審査事項につきましては、審議の性質上公表しておりませんが、処分の決定については委員会のほうで議論され、協議・決定されたことですので、それに従って懲戒処分を命じたということでございます。

あと、大橋町長への意見聴取についてでございます。

養老の郷づくり会社につきましては、令和6年10月1日をもって既に解散しておりますし、執行側といたしましては、私といたしましては前町長に意見を求める必要は感じておりません。

なお、議会に関する場ということでございますら、例えば公聴制度とか参考人制度、あるいは調査権を行使する方法があると思っておりますけれども、いずれも議会の議決を要するものでございまして、議会でのお考えですので、私からの答弁は差し控させていただきます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 2点目の質問に移りたいと思います。

新食肉機関市場の今年度における進捗状況について質問を行っていききたいと思います。

莫大な町単独の支出が懸念されることから、養老の未来を守るために何度も視点を変えつつ質問を行ってきた新食肉市場についてです。設立予定地区からの反対運動や事業主体が決まらない事態を受けてと思われませんが、昨年度途中から事業が停滞していたこともあり、9か月ぶりの質問となりました。よって、今年度における進捗状況について確認していききたいと思います。

まず1つ目、買収予定とされる企業の不動産鑑定等に関する予算について、昨年度予算計上されたものの実施には至らず今年度に再度予算計上されたものですが、こちらの進捗状況はどのようになっていますか。

2つ目、まさに民主主義の真骨頂とも言える活動で、養老町の住民自治レベルと、いわゆる民度の高さの表れであり、住民自治論の研究を行った者の一人としてとても誇らしく感じた設立予定地区からの反対運動です。

町は地区内の各戸を訪問したり代表者等の方々と丁寧な話し合いを行う旨の答弁をされていましたが、その後の経過はどのようになっているのでしょうか。説明を求めます。

3つ目、昨年9月議会一般質問において、川地町長から必要ということなら私の判断でやる旨の答弁がありました。これは、町長の判断で必要とあるならば強制執行的な措置も辞さないという理解でよいのでしょうか。

4つ目、本来であれば、これがまず最初に決まって、そこから事業が動き出すというものだと考えますが、懸案となっていた新食肉基幹市場の事業主体は決まったのでしょうか。

最後、5つ目、間もなく1年も終わりますが、養老町の未来を左右するこの一大事業の来年以降の進捗予定をお聞きしたいと思います。今後の予定を分かりやすく年次で、時系列で御説明いただけたらと思います。

以上、5点についての答弁を求めます。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 岩永議員の御質問に回答させていただきます。

3点目は私のほうからで、後の関係は対策官がお見えになりますので、対策官のほうから詳細にお答えさせていただきたいというふうに思います。

一般質問の回答の中で、そういう中でどうしてもやるのかというふうなときには、もう最低限、私、町のほうで判断させてやるというふうに私は断言しております。ある程度一定的な、こういった大きい事業には判断が必要となるふうに思っておりますと詳細には回答をしております。新食肉基幹市場を建設する上で、地元の理解醸成の中で進めていくことは非常に重要であると考えております。

議員御質問の意図とする内容につきましては、用地取得までの物件調査や補償算定など必要な手続については私の判断で随時進めていくということであって、強制収用とか、そういった強制的に進めるということではございませんので、誤解のないようお願いしたいと思います。

いずれにしましても、この事業は県下42市町村、JAなど42団体、オール岐阜の推進体制で進められている事業でもありますので、建設地の方々の理解とか、そういった醸成を深めながら進めてまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（北倉義博君） 竹中産業建設部長、演題にて答弁。

○産業建設部長（竹中 修君） それでは、岩永議員の御質問に、1点目、2点目、それから4点目、5点目について御回答をさせていただきます。

まず1点目、今年度は買収予定とされる企業の不動産鑑定費用が予算化されている。進捗状況はという御質問でございますが、不動産鑑定業務に関しましては、建設候補地所在地区区長並びに役員や地区住民との意見交換を行っており、着手しておりません。

また、2点目の設立予定の地元で反対運動が起きていたが、話し合いなどのその後の経過説明を求めるといふ御質問でございますが、養老町食肉基幹市場建設整備推進協議会において建設候補地が決定されてから、これまでに候補地の隣接区や候補地所在地区である沢田区との説明会や意見交換会を延べ二十数回実施してまいりました。

今年の8月に開催されました養老地区区長会では、養老地区区長会として新食肉基幹市場建設事業を進めていくことに対して容認するという事で賛同もいただいております。

ころでございます。

4点目の事業主体は決まったのかという御質問でございますが、岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会におきまして、令和5年度に株式会社岐阜県畜産公社に対して開設者の要請をしておりますが、受諾に係る条件などにより、受託に至らなかったことから、現在も岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会において引き続き継続協議をしているところでございます。

最後の来年度以降の進捗予定を問うということでございますが、来年度の段階にはなりますが、地元地区や地権者からの了承が得られた段階で用地測量業務を行い、その後不動産鑑定評価業務を実施するという予定でございます。また、年次ですが、その後、都市計画決定等の予定もしておるところでございます。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 再質問です。

先ほどの話を聞いていると、3点目かな、地元の反対運動に対する活動に対する話合いぐらいしか進展が見られていないのかなというのがうかがえました。要するに今年度はほとんど進展なしということでしょうか。

特に、いまだに新食肉市場の事業主体が見えてこないという状況に、この事業の本質的な問題がありそうだなと感じております。事業を主導する県や関係者でつくられている県食肉協議会と養老町との連携状況及び県食肉協議会における現在の議論内容、この辺りの状況をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 岩永議員の再質問に御回答させていただきます。

県とは、岐阜県の畜産振興課のほうと3か月に一度ぐらい担当レベルで協議はさせてもらっておりますし、いろいろな課題がありますので、その整理に向けた協議はさせてもらっております。あと、県の促進協につきましては具体的な動きが今ちょっと止まっておりまして、ですから何をやっておるのかと言われるかもしれませんが、実際具体的な動きがないような状況でございます。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 今回の一般質問では、今年度における進捗状況をお聞きしました。来年には岐阜県知事選挙があり、新しい知事が誕生する見通しです。県主導でもあるこの事業についても、大きく動く可能性があります。引き続き、町による土地の取得に関する問題も含めて、重要案件として注目していきたいと思っております。

この質問は終わりました、次の最後の3つ目の質問に移りたいと思っております。

いわゆる103万円の壁が引き上げられた場合の養老町への影響について質問を行います。

す。

この議会初日の町長挨拶の中で一部述べられましたが、一般質問の通告は議会の開会以前に行っているため、確認の意味も兼ねて通告どおりに質問を行います。

103万円の壁は、今年10月に投開票された衆議院選挙のキーワードとして国民民主党から発信されたことで一躍注目を浴び、衆議院選挙の結果で少数与党の政権となったことにより実現性を帯びました。現在でも、連日、報道やインターネット、SNSを中心に大きな話題となっています。

この〇〇の壁というのは、いわゆる国家権力による規制や制限あるいは緩和といった権力に対する一つのアンチテーゼのようなもので、報道されているようにあらゆるところにある〇〇の壁と呼ばれる数字が存在しています。

これはちょっと個人的に入手した書類ですけれども、つい先日、自民党、公明党、国民民主党の代表者による合意がなされたので、103万円からの引上げが行われることはほぼ既定路線となりました。引上げの幅についてもめている印象を受けますが、早ければ、金額はともかく、来年度からでも引上げがあり得そうな状況です。

質問です。

まず1点目、先月11月末、減収分の影響額を県が見積もったとの報道がありました。報道によると、個人住民税と地方交付税の合計で県が330億円、市町村を含めた合計が745億円になるという内容でした。単純に市町村分で415億円の影響額となるわけですが、養老町分の金額について把握できていますか。

2点目、103万円の壁引上げによる影響額により、自治体への収入減額分、これはそのまま住民の収入増に当たるということになるのがこの政策の肝なわけですが、消費による養老町への経済波及効果についてどのように考えますか。

2点について答弁を求めます。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、演台にて答弁。

○総務部長（川口智也君） 岩永議員の御質問に回答させていただきます。

まず、1点目の県が見積もったとの報道があるが、養老町分の積算額を把握しているかという質問でございます。

県は11月末に年収103万円の壁について、非課税枠を178万円に引き上げられた場合に、県と県内42市町村で税収と地方交付税合わせて745億円程度の減収が見込まれるとし、その内訳としては、個人住民税が545億円と地方交付税が200億円、また市町村関係分では、市町村民税が325億円の減で、地方交付税の市町村分については90億円減との見通しを公表されました。

しかしながら、県は市町村ごとの個別の積算には触れておりませんので、県が発表した分において養老町分の積算額は把握しておりません。

次に、2点目の町への影響ということでございます。

こちらは、議会の初日に町長が挨拶でも触れたところでございますが、公表されている県内全体の減収額を基に当町で試算したところ、非課税枠を178万円に引き上げられた場合、町民税については約4億6,000万円、地方交付税については1億3,000万円程度になる見通しでございます。

議員おっしゃるように、この減収額だけに焦点を当てますと、令和6年度一般会計予算総額が約120億円である当町が主要な施策を推進していく上には大きなマイナスになりますが、一方で、年収の壁引き上げには、消費の押し上げなど経済効果といったプラス面の影響も見込まれます。個人の収入が増加すれば、物価が高騰する中で住民の負担軽減につながりますし、現在よりも長時間働く方が増えれば、労働力不足の解消や地域経済の活性化につながり、地域の抱える問題の解決の一助となる可能性もあるということで、こちらが波及効果かなと思います。

なお、年収103万円の壁の対応につきましては、国でも議論がされておりますので、町としても引き続き国の動向を注視するとともに、他の自治体との歩調を合わせながら、財源確保についてはしっかりと努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 今回の所得に関する規制緩和について現時点で町としては見守ることしかできませんが、先ほど述べられたように、個人所得の増加による景気にプラス効果が見込めるような状況になった場合に、より効果的な町内への施策が実施できるようしっかりと研究と準備をしておいていただきたいと思います。

以上のことを指摘し今回の一般質問を終えますが、今年もあと僅かです。来年が皆様にとって今年よりも平和でよりよい1年となりますことを御祈念しまして、私の今年最後の一般質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（北倉義博君） 以上で、6番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

次に、10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 発言の許可を得ましたので、通告に基づきまして2点質問をいたします。

まず1点目、認知症対策について質問をいたします。

認知症の人は、2025年に全国で471万人、60年には645万人に上ると推計を政府が発表いたしました。超高齢化社会を迎え認知症の人が増えても、それぞれが住み慣れた地域で安心して暮らせるような社会の仕組みづくりを急がなければなりません。

全国で初めて公表された認知症の前段階に当たる軽度認知症、MCIといますが、この推計は、60年には632万人に上ると推計されております。

この図で、青が認知症、赤が軽度認知症の推計でございます。

軽度認知症というのは、認知症の入り口の方をいまして、なかなか判定が難しいと

言われておりますが、その人たちが認知症の人を上回る数でございまして、60年にはこのような数字になると政府が公表をいたしております。

軽度認知症と認知症の合計は1,300万人に迫り、高齢者のおよそ3人に1人が認知機能に障害がある、そういう計算になります。長寿化に伴い、高齢者に占める認知症の人の割合は上昇し、独り暮らしの高齢者も増えます。こうした高齢者の暮らしを支えるには、介護保険制度の財源と介護人材の確保が必要となり、医療も含め幅広い分野での支援が必要となってきます。

認知症対策を進めるために、政府は今年の1月に施行されました認知症基本法の第3条において基本的施策が示されております。これに基づき、対策の目標などを盛り込んだ基本計画を今月3日に閣議で決定をし、みんなが支え合う共生社会の実現に向けた取組を推進すると明記をいたしました。

これが、政府が今月3日に発表しました認知症施策の基本計画で、4つの重点目標、新しい認知症観の普及、地域で安心して暮らせること、当事者の意思の尊重、新たな知見や技術の活用という点で、12の推進施策を各市町村に求めています。特にこの中で、地域でやらなければならない、そういう施策が大きく組み入れておられます。みんなで支え合う共生社会の実現に向け取組を推進すると明記をいたしております。社会参加の機会確保や認知症の正しい理解の周知といった推進すべき12施策を掲げており、自治体に対しても地域の実情や当事者の意見を反映した認知症施策の計画を求めています。

忘れてならないのは、健康の維持に努めても認知症になる人はいるということで、認知症になってもその人の尊厳を守り、地域で穏やかに暮らせるような環境を整えていくべきと考えております。

実は、私の祖母も母も認知症になって、3年から5年家で面倒を見ておりました。

そのためには、認知症に対する町民の理解を深め、見守り役の隣人を増やさなければなりません。地域の支え手となる認知症地域支援推進員や認知症サポーターの地域の中での一層の活動を期待し、認知症の人を支える地域社会の輪を広げていきたいものであります。

そこで、次の4点について質問をいたします。

1点目、養老町では認知症の調査はしているか。していたとしたら、その結果はどうかという点でございます。

2点目、認知症地域支援推進員は平成30年から全ての市町村に配置され、地域の特徴や課題に応じた活動をするようになっておりますが、養老町の推進員の配置と活動内容はどうなっているかをお尋ねいたします。

3点目、国は平成18年度より認知症サポーター養成を始め、現在全国で1,534万人余りで、人口の1割以上いると言われております。養老町での養成講座の状況と受講者の人数はどのようになっているかをお尋ねいたします。

4点目、これは水谷議員の質問と重複する点があるかと思いますが、認知症基本法が今年1月より施行され、今月3日に基本計画が決定をいたしました。市町村に対し認知症施策の計画をまとめることを政府は求めております。養老町の対応はどのようなになっているかを質問いたします。

○議長（北倉義博君） 近藤住民福祉部長、演台にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 実務的な内容が含まれますので、私のほうから御回答させていただきます。

まず1点目で、認知症に特化した調査は行っていませんが、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「養老町シニアプラン21」を策定する中で、令和5年度中の要支援・要介護認定者数は1,588名となっております。

地域包括支援センターでは、認知症の人やその御家族から、認知症に関する疑問や介護方法等について相談を受け付けております。また、出前講座などで認知症早期発見を目的にパネルチェックなどを行っています。昨年度、認知症に関する相談等は、相談件数全体の13%で100件ございました。

2点目についてでございます。

認知症地域支援推進員は、市町村に配置し、地域の医療や介護の関係機関、地域の支援機関等の連携づくりや、認知症ケアパス、認知症カフェ、社会参加活動などの地域支援体制づくり、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を実施しております。

当町においては、現在、地域包括支援センター内に認知症地域支援推進員の要件に該当する社会福祉士資格を有する正職員1名と看護師資格を有する会計年度任用職員1名の合計2名を配置しております。

3点目の認知症サポーターについてでございます。

認知症を理解し、認知症の人や家族を見守る応援者で、できる範囲で支援をするボランティアとして、平成20年度から認知症サポーターを養成してまいりました。一般住民をはじめとして、ふれあい・いきいきサロン参加者や大垣養老高校、町内小学校5・6年生など、幅広い年代の方、延べ2,686名に認知症サポーター養成講座を受講いただきました。

昨年度からは、基本となる認知症サポーター養成講座を受講された認知症サポーターに対してステップアップ研修を行い、実践の場に必要となる知識や対応スキルを取得していただいています。今後も、さらに多くの方に受講いただけるよう努めてまいります。

ステップアップ研修を修了された方には、チームオレンジへの参加をお願いしています。チームオレンジは認知症の人と家族の困り事への対応や、必要に応じて地域包括支援センター等専門機関につなぐことなどが期待されています。

当町においては、昨年度、チームオレンジに参加している人を中心とした9名の方が認知症カフェに参加し、交流を深められました。今後のチームオレンジの活動として、

認知症カフェにおいて、認知症の人の話し相手や困り事への対応等サポート活動のほか、地域でできる活動を共に考え、活動を支援してまいりたいと存じます。

4点目の御質問につきましては、水谷議員への回答と同様で、次期養老町介護保険事業計画、老人福祉計画と一体的に養老町認知症施策推進計画を盛り込むことを検討しております。

町の実情や特性に応じた、認知症該当者の意見を反映した計画となるよう、認知症対策をさらに推進し、準備を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 再質問をいたします。

認知症の人の調査についてはしていないということで、介護保険の要介護者及び家族からの相談の中で確認をしているということではありますが、認知症やその疑いがある人の2023年に全国での警察に届出があった行方不明者1万9,039人となっております。前年より330人増えております。これが全国の警察に届出があった行方不明者で、年々増えておりまして、養老町でも広報等で1年に数件行方不明者の案内がございます。

そんな中で、個人情報等もありますが、認知症またそれに類した軽度認知症の人の確認、これは自治会長また民生委員との連絡をしっかりと取っていただいて、地域の中でそういう人があった場合、民生委員また区長会等で、個人の情報になりますがそれなりに把握をしていただいて、全体でそういう方を見守っていく、そういう流れを取っていただいたらありがたいと思っておりますが、この件についての見解を求め、この質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 認知症の方が行方不明になった場合に、発見者と保護対象者の家族が直接やり取りを行うことができる見守りシール交付事業を本年度より実施しております。また、既に介護認定を受けている方ではございますが、認知症の地域での見守りが大切であるということから、民生委員とケアマネジャーが連携し協力できるように意見交換を行っています。

認知症の方の調査につきましては、養老町避難行動要支援者名簿作成等取扱要綱では、避難行動要支援者とは、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、介護保険認定者のうち要介護3以上5以下の者や身体障害者手帳1級、2級の所持者などと定義しておりますが、そのほか援助を必要とする者等、町長が特に避難支援等が必要と認められる者も含まれますので、対象者名簿に記載のない方へは、地域の区長さんや民生委員の方が、認知症を含め支援が必要と思われる方に登録を進めていただけるような体制づくりに努めてまいります。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） それでは、2点目の質問に入ります。

災害時における災害弱者対策についてを質問いたします。

災害弱者とは、災害時自力での避難が通常の者より難しく、避難行動に支援を要する人々を指し、防災行政上においては要配慮者と言っております。

日本では、災害対策基本法第8条に明記されており、また同法49条の10においては要配慮者の中で特に支援が必要な者に関しては、市町村が避難行動要支援者名簿を作成することを定めております。

全国の市町村では、災害弱者の避難支援計画や避難行動要支援者名簿の整備が進められ、避難支援計画には、災害弱者の避難支援について基本的な取組方針を定める全体計画、また個々の災害弱者の避難計画である個別計画の2種があり、避難行動要支援者名簿は民生委員や地域自治組織が災害弱者の安否確認や避難支援に活用するものであり、この名簿の登録者に個別計画が作成されております。

災害はいつ来るか分かりません。この地域においては、明治24年の濃尾大震災、また昭和19年の東南海地震、昭和20年の三河地震、昭和21年の南海地震と、昭和20年前後にはマグニチュード7から8の地震がこの地方を襲っており、大きな災害をもたらしています。それから80年ほどはこの地域に大きな震災はございません。台風等の風水害は予報が出て、予報に基づいて避難行動ができます。しかし、震災に関しては全く予知できません。東大の名誉教授でロバート・ゲラーという教授がおりますが、この教授は、地震は一切予知できないと断言されております。そんな中で、特に震災に対しては的確で迅速な対応が必要となります。

そこで、次の4点について質問をいたします。

1点目、避難行動要支援者名簿の作成及び名簿の活用はどのようにしているか。

2点目、災害弱者は多様で、障害者、これは身体・知的・精神、体力の衰えた高齢者や認知症の人、妊婦、乳幼児や子供などですが、この人たちの避難所の確保や対策はどのようにされておりますか。

3点目、災害時における関連団体との連携はどのように対応しているか。

例えば、区長会、自治会はもちろんのことでありますが、学校関係、PTA関係、老人会、女性団体、障害者団体との連携について、町としてはどのような対応をしているかを質問いたします。

4点目、災害の種別ごとの対応、避難場所についてお尋ねをいたします。

風水害、土砂災害については、明確に養老町で示されております。しかし、地震災害は全体でどういう被災があったかを確認しなければ避難所の確定ができませんが、養老町の中で避難所となる場所、これは公共施設等がなると思いますが、どのような対策をされているか。その中で避難所となったところにインフラ、特に水道をはじめ社会的な

インフラの整備がなされなければ避難所としての確立ができないんですが、そのような対応はどうされているかを質問いたします。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、演台にて答弁。

○総務部長（川口智也君） 松永議員の御質問ですが、他部署にまたがりませんが、私のほうから一括して御回答させていただきます。

1点目、避難行動要支援者名簿の作成及び活用でございます。

本町におきましては、災害対策基本法に基づき、養老町避難行動要支援者名簿作成等取扱要綱を策定し、避難行動要支援者名簿の作成を行っております。支援が必要な方で情報提供の同意をいただいた方につきましては町より定期的に民生委員の方や各地区の自主防災隊の避難支援等の関係者へ情報提供を行っております。

要綱では、避難行動要支援者に対し、災害時における避難誘導、救出活動及び安否確認や、そのような活動を支障なく行うための訓練及び日常生活における見守りの支援を行うよう努めるとしており、平常時には、日常生活における見守り支援を行っております。

また、名簿に登録された方で、個別避難計画が未作成の方及び登録のない対象と思われる方に対しては、本人に作成を促し、支援体制の構築に向けた活動を推進しています。

2点目の災害弱者の種別ごとの避難対策でございます。

災害弱者となる方の症状や状況などにより、要配慮者ごとに個別に避難行動について支援が必要になるものと想定されます。

災害対策基本法では、避難行動要支援者について、避難の支援、安否確認、その他避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するため必要な措置を実施するための基礎となる名簿を避難行動要支援者名簿として定義し、支援が必要な方それぞれに合った個別避難計画を作成することが重要であるとしています。

また、避難行動要支援者に該当しない方につきましても、災害発生時に自分がどのように行動するのか、一般の方と同様に非常時の避難行動について日頃からの検討が重要となります。一般的に災害発生リスクにより避難が必要となる場合には、避難行動要支援者の方も避難については開設された指定避難所へ一時的に避難をしていただくこととなります。その後、必要に応じて指定福祉避難所、白鶴荘とか保健センターでございますが、そちらと連携し、受入れ体制を整え避難行動要支援者の移送を行います。こうした特別な配慮が必要な場合には、支援が必要な方に応じた適切な避難場所の確保に努めることとしております。

今後とも、災害等により災害弱者の方が取り残されることのない防災体制を推進してまいりたいと考えております。

3点目の災害時の関係団体との連携についてでございます。

災害に伴う避難情報などの重要な情報につきましては関係団体との共有や連携は非常

に重要であると考えます。

現状におきまして、自主防災隊の隊長であり、避難行動要支援者を支援する支援者側の役割を兼ねている地域の区長の方へは、町からの避難情報を迅速に提供しております。また、学校関係につきましても、災害対策本部を設置した場合には教育委員会部局も災害対策本部会議のメンバーとなり、学校関係とは緊密に情報提供をする体制を構築しております。

議員御指摘の他の団体との連携ということにつきましては、災害の種類や発生状況を踏まえ、必要に応じて関係機関と緊密に連携してまいりたいと考えます。

4点目の災害種別ごとの対策についてです。

平時の日頃から地域や家族などで災害の種類に応じた避難場所を考えていただき、災害時に自分が迅速に行動できるよう備えていただく必要があります。

風水害などにおきましては、豪雨などにより浸水や洪水の発生が予測される場合には近隣に公共施設が存在していても、洪水ハザードマップにおける浸水想定区域の公共施設への避難は適切ではありません。少し離れていても浸水想定区域ではない避難所へ避難することが重要となります。

また、土砂災害におきましては、気象庁のキキクルによる土壌雨量指数などに基づいた土砂災害警戒情報により土砂災害警戒区域内から避難していただくことが必要であり、この区域外の公共施設への避難が重要となります。

地震災害の場合は、民間の昭和56年以前に建築された耐震基準を満たさない住宅にお住まいの方は耐震化された公共施設などの指定避難所などの施設へ避難を検討していただくこととなります。こうした避難所においては、ライフラインとなる水道利用の確保が重要となりますが、町の指定避難所等を重要給水施設として、そこに至る配水管を重要給水管路と位置づけ優先的に耐震化を行う計画を立てております。また、災害時に応急給水が必要となった場合には、各避難所に給水タンクを設置するなどし、安定的な水道利用の確保を図る措置を講ずる予定です。

今後とも、避難所における避難生活に支障が出ることがないように、環境整備に万全を期してまいりたいと考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 再質問をいたします。

災害時の避難場所の設営に関して、特に障害者の福祉避難所については、現在、養老町では白鶴荘、保健センターの2か所ということですが、養老町内には福祉作業所、またグループホーム等の施設もございます。また、ほかの福祉施設の利用の考えもありませんが、その考え方をお聞かせいただきたいと思います。

そして2点目ですが、最近、12月の初め頃でしたか、政府は、体育館を避難所とする

場合、空調の設備を積極的に取り入れ補助金も出していくという発表をいたしておりましたので、昨年来、猛暑のための体育館の空調の設置は徐々に進んでおりますが、避難所として体育館を使う場合、政府は積極的に対応するということをおっしゃっておりますので、養老町としてこれに対する考え方をお尋ねいたします。

また、災害者名簿から外れた人はどのようにしているかということは、先ほど私の認知症のときの答弁で福祉部長よりいただきました。これについてはなかなか難しい問題もございます。個人情報に関連がありますので、私の近くでも軽度の知的障害の方が2名一人暮らしをしております。こういう方、多分名簿から漏れているような気がしておりますが、こういう名簿漏れの方を積極的に拾っていただくような対策をぜひこれは要望しておきます。

といいますのは、私、知的障害者の相談員をやっております。養老町内に二百四十数名お見えになりますが、一切情報はありません。それで、いざ災害時のときにはこういう隠れた情報をぜひ活用できるような、そういう施策ができたならぜひお願いをしたいということで、これはお願いでございます。

○議長（北倉義博君） 近藤住民福祉部長、演台にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 実務的な内容が含まれますので、私から回答をさせていただきます。

1点目と3点目について御解答申し上げます。

まず、1点目の福祉避難所でございますが、養老町地域防災計画では、福祉避難所の指定について、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するように努めることとされています。

昨今、大規模な災害の発生が見られる中、介護施設、障害福祉施設等において、災害発生時に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的にできる体制を構築するための業務継続計画の策定が令和6年度より義務化されました。そのため、施設利用者の方は、福祉避難所に移動することなく、各施設において継続的にサービスが受けられると考えます。

また、心身障害者福祉センターやそよかぜ飯田教室は、現在、指定避難所となっておりますが、施設利用者が避難しやすい場所であることから、福祉避難所の指定について議論してまいります。

3点目の名簿登録につきまして、新たに支援が必要な方や同意をいただいていない方への支援者名簿の作成につきましては、今年度中に対象者の方へ作成依頼を行う予定をしているところですが、発送の際には、区長さん及び民生委員の方へ本人からの相談があった折には提出の協力を依頼することとしており、少しでも漏れのない名簿登録、名簿作成に努めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 中島教育委員会事務局長、演台にて答弁。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） 2点目の御質問につきましては、学校の関係のこととさせていただきますので、私のほうから回答をさせていただきます。

学校の屋内運動場は、児童・生徒の体育活動及び学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たすことから、避難所機能を強化し耐災害性の向上を図ることが求められております。

本町におきましては、令和7年度に高田中学校屋内運動場及び東部町民体育館の空調設備の整備を行う予定をしております。国の交付金である学校施設環境改善交付金を活用するため、本年9月議会において、断熱性能調査業務委託料として補正計上し、議決をいただきましたので、現在、断熱性の調査を進めているところでございます。令和7年度において、国の交付金を活用し、空調設置工事に伴う設計業務及び監理業務を行った後、空調設備設置工事を実施していく予定でございます。

国におきましては、避難所となる公立小・中学校等の屋内運動場等への空調設備の整備を加速化させるため、学校の屋内運動場に特化した整備を推進していく方向性の下、令和6年度補正予算案において新たな交付金を創設されることが閣議決定されたところであります。

避難所となる学校施設の防災機能強化に当たっては、防災担当部局と連携を図りながら、新たな交付金の活用について検討していく必要があると考えます。

残る小学校7校の屋内運動場につきましては、今後の国の動向に注視しながら、新たな交付金の積極的かつ効果的な活用について調査・研究し、順次計画的に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、10番 松永民夫君の一般質問を終わります。

（午後2時26分 休憩）

（午後2時40分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開いたします。

執行におかれましては、田中副町長が公務より戻られましたので、報告いたします。

次に、8番 早崎百合子君。

○8番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従い、マイナ保険証の普及と利用促進などについて一般質問させていただきます。

政府は、今年12月2日から従来の健康保険証の新規発行を終了し、その後はマイナンバーカードで保険証利用を基本とする仕組みに移行しています。円滑に移行するために、政府としてはマイナンバーカードの総点検等を行い、国民の信頼回復に努め、利用促進を図ってきました。現在は、本年5月から7月をマイナ保険証利用促進集中取組月間と

して、医療団体との連携やあらゆるメディアを通じて広報展開しています。

一方で、地方議会においては、健康保険証の存続を求める意見書、健康保険証廃止の見直しを求める意見書などが採択される動きが相変わらず続いております。国民の不安が払拭されるまでの当面の間は健康保険証を存続したほうがよいなど、マイナ保険証の推進に対し、反対する意見もございます。

こうした状況を踏まえて、地域住民が安心してマイナ保険証を利用できるよう、利用することの利便性や質の高い医療を受けるための基盤となっていくことなどの正しい情報を丁寧に発信していくことが必要と考えます。一人でも多くの方に、データに基づくよりよい医療を受けることができたり、手続なしで高額医療の限度額を超える支払いが免除されるなどの手続の簡素化などの医療サービス環境を提供していくことを目指して、マイナ保険証の取組を進めていくべきだと考えます。

初めに、マイナ保険証利用促進のための広報活動の取組についてお伺いします。

現在、マイナンバーカードは、今年10月末日時点で国民の約75.7%、9,449万人が保有しています。その一方、健康保険証としての利用は、今年10月時点で全体の約15.67%、3,412万件にとどまっている状況です。

マイナンバーカードは、デジタル社会における根幹となる施策の基盤であり、保険証として利用してもらうことで患者本人の薬剤や診療のデータに基づくよりよい医療が提供され、高額医療費制度の限度額適用認定証が不要になるなど、患者、医療現場、それぞれに多くのメリットがあります。さらに、電子処方箋や電子カルテの普及・活用など、日本の医療デジタル化を進める上でも重要なベースとなります。

また、大規模な地震などが起きた際に開設された避難所において、マイナンバーカードを使って入退所管理や薬剤情報の管理を行う実証実験を行った結果、入退所の手続がスムーズかつ正確に行われ、避難所の把握に関わる時間が10分の1に短縮されました。また、薬剤情報も必要量を的確に把握できるため、スムーズな支援の要請ができ、避難者、運営者の両方に対して大きな効果が見られました。

さらに、一部地域においては、救急医療における患者の健康・医療データの活用という消防庁の実証事業が行われております。これは、例えば自宅や外出先で事故や病気などによって突然倒れてしまって緊急搬送される場合などに、救急車に装備されたカードリーダーでマイナ保険証を読み取ると、既往症はあるのか、どんな薬を使用しているのかなどの情報を確認し、救急隊や医師が速やかに適切な治療ができるようになるというもので、近い将来に全国展開する予定と聞いています。

このような社会全体で医療デジタル化を進めていくためにマイナ保険証は重要であり、保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証の利用が本格化します。本年12月2日から令和7年12月1日までは現行の保険証は利用できますが、いかに円滑に移行していくかが極めて重要であります。

そこで、マイナ保険証の利用促進に向けた取組についてお伺いします。

厚労省より、マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けた御協力をお願いについて、関係機関に通知されたと伺っております。この通知では、利用促進に向けた動画やポスターなどの広報素材の印刷提供など、サポートメニューがたくさん示されています。ぜひこのようなものを活用しながら、広報活動を強力に推進し、町民の皆様への正しい情報発信に取り組んでいくべきと考えますが、見解をお伺いします。

続いて、マイナンバーカードをまだ保有していない方への対応について2点お伺いします。

マイナンバーカードの利用用途が拡大してきて、住民票が近くのコンビニですぐに取れてよかったなど、その利用度を実感する声が聞こえてきていますが、10月末時点の国民の75.7%が保有されていますが、まだ取得したくてもできない方が特に高齢者を中心にいらっしゃいます。

現在、総務省では、町役場までの来庁が困難な方に対して、施設等に対するマイナンバーカードの取得支援という事業を実施しており、行政職員が希望のある施設や自宅等に出向き、一括して申請を受けることができます。その際に、出張した職員による本人確認や写真撮影を行い、後日、郵便等で御本人にお届けするというものです。将来的なマイナ保険証による医療サービスを考えると、希望する高齢者に対して保有の機会を提供することが非常に重要であります。

また、高齢者の暗証番号の設定や管理の負担を軽減するため、暗証番号の設定が不要な顔認証マイナンバーカードで医療機関や薬局などで利用していただけるような対応もされています。

そこで、本町における高齢者へのマイナンバーカードの取得支援の取組状況についてお伺いします。

また、高齢者施設などに対してこのような支援があることを周知し、希望する方がマイナ保険証を保有できるような取組を推進していくことが極めて重要であると考えますが、施設等に対するマイナンバーカードの取得支援の取組状況の現状についても併せてお伺いいたします。

○議長（北倉義博君） 伊藤住民環境課長、演台にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（伊藤めぐみ君） 早崎議員の質問につきましては、実務的な内容が含まれますので、私のほうから回答させていただきます。

1点目のマイナ保険証利用促進のための広報活動の取組については、後期高齢者医療及び国民健康保険からのお知らせとして、資格確認書の交付についてや資格情報のお知らせについて広報11月号でお知らせしております。

また、養老町ホームページの最新情報として、国民健康保険証についてのお知らせを11月、12月の2回、後期高齢者医療被保険者証廃止に伴う資格確認書交付についてを11

月に1回掲載し、マイナ保険証についての広報を実施いたしました。

8月、11月には、マイナ保険証に関する広報チラシを全世帯へ配付し、マイナンバーカードを新規に取得されました方へは、マイナンバーカードを交付後、マイナ保険証についての広報チラシをお渡ししております。その際、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録を希望されましたときは、窓口で利用登録の補助を行い、マイナ保険証についてを御紹介させていただいております。

なお、内閣府大臣官房政府広報室が運営する政府広報オンラインでは、マイナ保険証を基本とする仕組みや利用・登録方法、マイナ保険証をお持ちでない方に交付される資格確認書についてなどが紹介されておりますので、国の広報素材についても利用し、今後も広報などを行ってまいりたいと存じます。

また、2点目のマイナンバーカードの取得支援の取組状況につきましては、議員がおっしゃったように、国が推進をしておりますが、マイナンバーカードは御本人の申請に基づき作成されるものであり、取得が義務化となっているものではございません。

マイナンバーカードの申請につきましては、個人番号通知書及び通知カードに同封されている交付申請書などを使用した郵送申請、オンラインでの申請、申請できる機器とできない機器はございますが、町なかの証明写真機での申請がございます。しかしながら、申請方法が分からないといった御相談の中で、交付申請を希望される場合は、役場窓口にて交付申請用紙を記入いただき、写真を撮影させていただいた後、写真添付の上、申請者御本人に交付申請用紙などを確認いただき、町より郵送にて交付申請書を送らせていただいております。

また、施設などに対するマイナンバーカードの取得支援の取組状況については、介護施設につきまして2事業所から御相談を受け、施設での手続マニュアルをお渡しし、日程調整後、職員が施設へ出張し、申請の受付を行う方法など、申請方法や受取方法についてを説明いたしました。

マイナンバーカードの取得支援について、施設での申請受付を希望されます場合は、職員が出張し、申請を受け付けますが、施設内での写真撮影場所の確保、交付申請用紙の事前準備や日程調整など、施設事業所様の協力が必要となりますので、交付申請を希望される場合は、施設事業所から依頼いただければ個別に対応させていただきます。以上です。

[8番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 早崎百合子君。

○8番（早崎百合子君） 執行から御回答ありがとうございました。

再質問いたします。

マイナンバーカードの受け取りでは、交付申請者本人が役場に受け取りに行かなくてはなりません。高齢者の場合、病気などにより役場に出向くことが困難であり、受け取

りができない場合がありますが、その場合の取組についてお伺いします。

○議長（北倉義博君） 伊藤住民環境課長、自席にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（伊藤めぐみ君） 失礼いたします。

病気など、やむを得ない理由により役場に出向くことが困難であると認められるときは、代理人を通じてマイナンバーカードを受け取りいただくことが可能です。今後、代理交付の件数増加が見込まれますが、マイナンバーカードをお受け取りいただく際に必要となる書類がございますので、本人確認などが個別のケースに応じた対応となります。

マイナンバーカードの交付につきまして、マイナンバーカードを安心して受け取りいただけるよう、情報発信などに取り組み、対応してまいりたいと存じます。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 早崎百合子君。

○8番（早崎百合子君） 執行からの御回答ありがとうございました。

マイナンバーカードは、マイナンバーを証明する書類として利用できるだけでなく、本人確認書類としての利用、各種行政手続のオンライン申請など、日常生活の中で利用できることが広まってまいりました。

しかしながら、マイナンバーカードの申請の仕方や保険証とのひもづけなど、手続方法が難しいといったことがありまして、健康保険証として利用を不安に感じているところもあります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用することで、医療機関等に受診した際に適切な処方を受けることができたり、医療機関などで高額な医療費が発生する場合、一時的に自己負担したり、限度額適用認定証の書類申請手続をする必要がなくなるなどのメリットもあります。

マイナンバーカードを安心して利用できるよう、正しい情報発信に取り組んでいただき、より一層の丁寧な対応をお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、8番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

以上で、日程第3、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 会議を閉じます。

なお、議会最終日は、明日12月20日金曜日午前9時30分より再開いたします。

本日はこれもちまして散会いたします。御苦労さまでした。

（散会時間 午後2時58分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年12月19日

議 長 北 倉 義 博

議 員 松 永 民 夫

議 員 水 谷 久 美 子

